

## 第4回点検検証部会 議事録

1 日 時 令和元年5月16日(木) 9:00~11:51

2 場 所 総務省第2庁舎7階大会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希(部会長)、川崎 茂、西郷 浩、嶋崎 尚子

【専門委員】

大西 浩史(株式会社リアライズ代表取締役社長

一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアム理事兼事務局長)

川口 大司(東京大学大学院経済学研究科教授)

西 美幸(アビームコンサルティング株式会社シニアマネージャー)

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局(総務省)】

平野大臣官房審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、永島次長、阿南次長、柴沼次長

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村審査官

4. 議 題

- (1) 基幹統計の一斉点検事案の影響度評価について
- (2) 一般統計調査の点検について
- (3) 第1次再発防止策素案について
- (4) 重点審議の対象について
- (5) その他

5. 議事録

○永島総務省統計委員会担当室次長 おはようございます。本日は冒頭、報道のカメラが入りますので、よろしく願いいたします。これからカメラ撮りを可といたします。

○河井部会長 それでは、ただ今から第4回の点検検証部会を開催いたします。

本日は4つの議題についての審議を行いたいと思います。まず1つ目は基幹統計の一斉点検事案の影響度の評価についてです。これは1月に公表されました点検事案の影響度につきまして、ワーキングの前に議論をいただきましたが、結論が出ておりませんので、引き続き行います。

2つ目は、今回新たに一般統計の点検についての議論が出てまいりました。数が多かつ

たので時間がかかってしまいました。ようやく整理ができたということなので、今回御報告させていただきます。

3つ目は、1次の再発防止策の素案について議論をさせていただきたいと思います。これまで何度も議論をさせていただきましたが、それを踏まえてたたき台を作成いたしましたので、それに基づいて議論をしたいと思います。

4つ目は、これまで基幹統計についてワーキングで議論を進めてまいりましたが、前回、どういう統計を重点審議すべきかについては議論いたしましたが、具体的に統計をまだ指定できておりませんので、6月以降実施するために、どの統計を選ぶかという具体化を図りたいと思います。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

**○永島総務省統計委員会担当室次長** それでは、事務局から資料の確認をさせていただきます。配布資料、まず議題1の関係で、資料1-1、影響度による区分。資料1-2、基幹統計の点検結果の整理についてです。それから資料2-1、一般統計調査の点検について。資料2-2、一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価の資料があります。資料3といたしまして、第1次再発防止策素案（たたき台）があります。それから資料4、重点審議の対象の候補についてです。

それから、議事次第には載っていませんが、川崎委員から本日配布資料がありましたので、皆様のお手元に、一枚紙になりますが、お配りしています。

それから参考資料ですが、3点あります。参考1が賃金改定状況調査の復元推計値の公表等について。参考2が、平成29年労務費率調査の統計表の訂正について。以上2点は、既に公表されている際の公表の資料です。それから資料3が、統計幹事等の業務経験という資料になっています。

もし、漏れがありますようでしたら教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

以上です。

**○河井部会長** それでは、議事に入りたいと思います。資料1-1を御覧いただければと思います。前回の会議で一斉点検の事案の影響度を評価する4つの区分を設定しましたが、そのうちレベルⅢとレベルⅣの詳細な判断基準を決定いたしました。

このとき、レベルⅠとⅡにつきましては、いずれも数値の誤りがない場合で、これを厳密に区分する意味はそれほどないということなので、今回の一斉点検の整理におきましては、ⅠまたはⅡと、ⅢとⅣという3つの区分で評価をすることにいたしました。

これに基づいて、事務局に基幹統計の一斉点検の結果を整理していただきましたので、事務局の方から御説明をお願いいたします。

**○阿南総務省統計委員会担当室次長** では御説明します。まず資料1-1を御覧ください。前回決定していただいた影響度の区分の資料でありまして、皆様御承知とは思いますが、4つの区分がありまして、ⅠとⅡは数値の誤りがない場合ということで、ただ利用上の支障のあるなしで分かれています。ⅢとⅣは数値の誤りがあった場合で、この違いは利用上の影響が重大かどうかで、そのⅢとⅣの部分の判断がなかなか難しい場合があるという

ことで、下の※のところにありますが、その判断基準を前回決めていただいたということでもあります。

利用上重大な影響とは、統計として使っているということではなくて、数値の誤りが発生した箇所が、下に書いてあるような重要な用途に使われているかということと、その使われ方が直接的であり、かつ参考資料にとどまらない形で使われているということ、それから誤りの内容がその作成・決定内容に影響があると。ただ、軽微な場合は除くということで、前回、基準を決めていただいております。

それに基づきまして、資料1-2ですが、これは3月に一回議論していただいた資料がありますが、そのときは結論が出なかったものです。判断基準がはっきりしないということ、あとⅠかⅡか、利用上の影響があるかどうかはなかなか難しいということもありました。今回は、先ほど部会長からありましたように、ⅠとⅡは特に峻別をせずに、「ⅠまたはⅡ」という整理にとどめておこうということでもあります。前回決めた基準との関係ですと、結果数値に影響があるのが、基幹統計の場合はかなり限られておまして、最初の国土交通省の建設工事統計であります。これについては報告者からの報告内容に誤りがあったため、結果数値にも間違いが発生したということで訂正したものであります。影響の内容を見ていただきますと、月例経済報告でも、ここの部分については利用していません。それから、外部からのこの部分を利用目的とした提供依頼はないとか、国民経済計算においても影響がないことを確認しているということでありまして、前回の議論でもそういう判断はあったと思いますが、Ⅲで確定させていただきたいと思っております。

それから、この1ページ目の一番下に、毎月勤労統計とありますが、これは復元推計とか大きな問題ではなく、一斉点検で出てきた集計事項の一部を公表していなかったという話でありまして、影響の内容のところにありますように、集計事項の一部について、集計していたものの、秘匿性確保の観点から公表の仕方を数でなく割合に変更したということで、これは間違った数字を出していたというわけではないので、ⅠまたはⅡで確定してはどうかと思っております。

次のページからは、公表の遅れや結果の影響がないものがずっと続きまして、4ページを見ていただきますと、厚生労働省の追加報告ということで、賃金構造基本統計が出ております。これは、前ははまだ検証が行われていないのでペンディングということで、何も記述がなかったのですが、今回、人口・社会統計部会で計画変更の諮問答申の検証が行われましたので、評価を置いております。

事柄として、当初3つあって、先月もう1つ追加で集計事項を公表していなかったものが出ていますので、合わせて4つの事項があります。

1つ目ですが、調査員調査で行うべきところを郵送調査で行っていたという話であります。これにつきましては、郵送調査も調査の手法としてはあるもので、間違いではないのですが、その影響がどのくらいあるのかという話がありましたが、統計委員会で確認した際に、回収率は70%台で安定的に推移しているということと、標準誤差率を見ても目標精度はおおむね達成できているというような判断でありまして、大きな影響はないのだろうということで、訂正、結果の誤りというような話ではないだろうということで、Ⅰまた

はⅡに置かせていただいております。

2つ目の報告を求める期間ですが、計画の期間よりも短い提出期限で提出してもらっていたということで、これも結果数値に影響の出る話ではないので、ⅠまたはⅡということにしております。

3つ目、調査対象の範囲ですが、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」について調べていなかったということですが、これも統計委員会で議論がありましたが、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」等の労働者数が占める割合がそれほど大きいものではないということで、宿泊業、飲食サービスに占める割合も2.2%ということでありまして、これも結果の訂正というような話ではないだろうということで、ⅠまたはⅡということにしております。

最後に集計事項、これは先月新たに報告を受けたものですが、これは企業規模の小さいところの集計を一部公表していなかった。集計したけれど公表していなかった、もしくは集計していなかったというものであります。これも、結果を公表していなかったわけですから、訂正で影響ということではないと思われまので、ⅠまたはⅡということにしております。

最後のページですが、点検の結果出てきたものではないのですが、近接した時期に公表されて、同様に取り上げられた、総務省の小売物価統計につきましても本委員会で報告させていただきましたので、それについても今回改めて影響度を整理しております。

大阪の調査員が不適切な調査を行っていたということで、大阪の3つの市の一部品目の平均価格に修正が発生し、結果数値の影響があったという事案であります。21万の価格データの180価格、実際に価格訂正を行ったのは50価格ということで、消費者物価指数への影響等もなかったということで、影響度としてはⅢとしております。

以上です。

**○河井部会長** それでは、ただ今の説明につきまして、御質問あるいは御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

川崎委員、どうぞ。

**○川崎委員** 丁寧に整理していただきましてありがとうございました。特に質問ということよりも意見ですが、こうやって整理することは非常に大事なことだと思います。

実は私は、この議論に入ったときに一番心配しておりましたのは、1月にこの政府の一斉点検が行われた結果が世に公表されたときに、56の基幹統計のうち、たしか22の統計で問題ありというのが広く世に知られることになりました。その22というのはどういうものなのかという情報が、実はあまり丁寧に開示されていなくて、不安だけが先走ったところがあるように思います。

私は、こうやって一つ一つをどのくらいの影響度なのかというのを評価して、それがどういう内容だったかということを知らせることは、統計利用者にとって大変重要なことであろうと思いますので、これまでのこの部会での議論では、基準がまだ曖昧だということで案の段階で来ておりましたが、せっかくここまで詰めたのであれば、これをもう決定版として世に公表して、それぞれの統計にどのくらいの課題があるのか、その課題は重いのか小さいのかということを知らせるということを積極的に行っていった方がいいかと思いま

す。

そういう意味では、事務局にもいろいろ作業をしていただきましたが、ここで一旦、部会として決定という格好にさせていただけたらと思いました。

**○河井部会長** ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、今、川崎委員からもありましたが、この形で、今まであやふやというか、決まっていなかったものを、これで確定したいということで、本議題はここまでとしたいと思えます。

それでは、次の案件に移りたいと思えます。次は新しい情報ですが、一般統計の点検結果についてです。

一般統計の調査につきましては、各府省に自己点検をまず行ってもらって、その結果を当部会に報告していただくという形をとろうということでありました。ただ、一般統計は数が非常に多いので、整理するのに時間がかかってしまいましたが、今回、整理ができたということで、資料2-1に沿って報告を受けたいと思えます。

資料2-1につきましては、私の方から事務局に内容について指示をするとともに、個別調査の問題点の点検や、影響度の区分に当たっては川崎委員からも御意見をいただいて整理をしております。

また、ボリュームがあることから、私から事務局に指示をいたしまして、他の委員にも事前に資料をお渡しして御説明をさせていただきましたが、改めて今回、事務局から説明をお願いいたします。

**○柴沼総務省統計委員会担当室次長** それでは、資料2-1を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして1ページ目です。

一般統計調査、これは1月末時点で232調査ありますが、これにつきまして、直近の調査を取り上げまして、各府省で1月に基幹統計について行いましたものと同様、自己点検を行いました。それを事務局にて、先ほど部会長からお話のあったとおり、御指示のもとに取りまとめたというものです。

1ページ目に全体像を整理してあります。これは最初の1行目にありますとおり、先ほど資料1-1で御覧いただいた影響度の区分に照らして整理をしたものです。

1ポツのところを御覧いただきますと、影響度区分Ⅳ、一番重いⅣに相当するものは該当なしということであります。

続いて2ポツですが、数値の誤りがあったものというのは、したがってⅢということになってくるわけでありますが、それが16調査ありました。そのうち14調査につきましては、既に訂正結果が公表されております。

この2ポツにつきまして2種類ありまして、まず①ですが、一部の集計表において必要な復元推計を行っていなかったというものが2調査ありました。

この先に青い矢印がありますが、この先は部会長の御指示で、やや事務局としては踏み込んで書かせていただいている部分です。この復元推計の2調査の事案につきましては、幸い、今回は重大な影響を及ぼす箇所ではなかったということでありますが、復元推計の

ミスというものは繰り返してはならない重大なミスですので、再発防止の観点から、点検検証部会で確認が必要なものではないかというふうに書かせていただいております。ここは委員の皆様で御議論をいただきたいと思っております。

続いて②ですが、報告者の誤記入あるいは受託業者のミス、あるいはプログラム設計ミスなどによって結果数値の誤りが起きているというものが、点検対象調査の中で14調査ありました。

このようなものがありましたら、基幹統計の際にもこれまで御議論がありましたとおり、訂正が未実施の調査は、速やかに訂正・公表を行いまして、ユーザーに正しい情報を一日も早くお届けするというのが求められる対応であると考えております。

それぞれ、中身は後ほど御説明いたしますが、これら数値誤りの箇所につきましては、いずれも子細に見ますとSNAや給付などに直接使用されるものではないことなどから、重大な影響は生じないと考えるものです。

続きまして3ポツより下ですが、そこから先は数値の誤りを伴わないものでありますので、影響度の区分に照らしますとⅠかⅡということになってまいります。ただ、その中でも、結果精度への影響の観点から注意を要するものを3ポツに取り上げておりまして、これについては部会にて、結果精度への影響の観点から御確認をいただければと考えております。そういうものが11調査ありました。

ここで3つ類型を挙げておりますが、1)は調査対象の範囲ということで、賃金構造基本統計調査について先ほど御覧いただきましたが、それと同様に、調査対象のうちの「バー、キャバレー、ナイトクラブ」など一部の業種を除外している。

それから2)ですが、これは抽出方法等につきまして、全数調査を標本調査で実施するなど、計画よりも少ない標本になっているというものに着目しております。あるいは、母集団名簿につきまして、計画よりも古いといった事案が見られましたので、そこをこの抽出方法等のところに入れております。

続いて3)が、これも賃金構造基本統計調査で先ほど御覧いただいたパターンですが、調査員調査のうちの全部または一部を郵送調査にて実施していたというものです。

このようなものについて御審議いただいて、結果精度の面からⅢと評価するようなものがあるかどうか、御確認をいただいた上で、これらにつきましては計画どおりに原則実施するのか、あるいは、場合によっては計画の方が実態に沿っていなかったという面も考えられますので、ユーザーニーズを踏まえた上で、調査計画を見直していくという対応になっていくのかと思っております。

それで、枠に入れたもの下ですが、これは結果数値に影響のない手続上の問題、すなわち調査計画と実態との間に何らかの相違が見られた調査、そのような問題のみの調査と整理できるものが、残りの129本の調査ということでして、ここに8つ類型を挙げております。

順に簡単に一言申し上げますと、1つは公表遅延でして、これは非常に数が多くなっております。調査票の回収が遅れると公表期日が遅れてしまうと。中には、数値の確認の必要が直前で出てきて、それに手間取っているうちに遅れてしまったとか、そういうケース

もある一方で、非常に長いこと、何回も遅れるというものまで様々です。続きまして集計事項であります、これは不要な事項を調査計画に記載していた、あるいは集計済みの事項を公表していなかったというものが、集計事項の類型です。

これらはいずれも、基幹統計でも数多く見られましたが、一般統計調査自体の数も多いということもあって、多くなっております。

続いて調査期間などを書いてありますのは、調査計画の中には、いつ頃に調査票を配布する、あるいはいつぐらいに回収するということも書いてあるわけですが、その回収の時期がなかなか計画どおり進まなくて遅れてしまった。あるいは逆のパターンで、それをある程度見込んで、前倒しで作業を進めて回収に間に合わせるというパターンもあるのですが、それも全部、計画とのずれなので、ここでは全て1カウントということになってまいります。

続きまして抽出方法などのところですが、ここにありますとおり、母集団名簿を最新の情報へ更新したとか、本当は計画もその旨きちんと直せばよかったのですが、それが間に合わなかったということです。むしろ結果精度がよくなるような対応であっても、計画とのずれなので、いろいろカウントに入ってくると。

ほかには、回収数が足りなくて、予定したクロス集計ができなくなったといった場合も、層化基準のずれだということで、ここでカウントしてくるとか、そのようなものもあります。その中で注意すべきものは上に挙げておりますが、ここではどちらかという結果精度がよくなる方ではないかというようなものや、形式的なものではないかというものを、下の方に整理をさせていただいています。

続いて調査方法、調査組織とありますが、これは調査員を郵送に、といったものは上に挙げていますが、残りは郵送ではなくてオンラインで実施するとか、ファックスを受け付けるか受け付けないかとか、そのようなものをここに挙げております。

続きまして公表方法ですが、これは、例えば非常に実務的というか、些末に聞こえるかもしれないのですが、自分の省のホームページに掲載する際に、全省共通の窓口であるe-Statに合わせて掲載することをお願いしているのですが、それをすっかり忘れてしまったとか、あとは、ホームページやe-Statに載せているので、もう印刷物はあまり使わない。ところが計画には印刷物と、昔からの経緯で書いていたものがそのままになっていたという場合も、カウントに入ってきます。

続いて報告事項ですが、各府省で新たなニーズに合わせて調査事項を追加していくといったことがあります。これは、調査事項を追加していくということなので、結果精度という面では、これで調査そのもの信頼性が直ちにどうこうということになるものではないということで、その他の方に入れてあります。

あと、残りのそれ以外ということでいうと、様々な事案があります。標準産業分類よりもっと細かい集計区分を設けるといったものなどがありました。

このようなもの、様々ですが、あまり一件一件というのではなくて、それぞれの類型ごとに、処理方針というものを考えていく必要があるのかと。それらについて、計画どおりにしっかりと実施すべきだと。そのためにどうすればいいか考えましょうというものがあ

れば、ユーザーニーズなどを踏まえた上で、例えば集計事項について本当に必要があるのかといったことについて見直すこともあろうかと思えます。

このような、数が非常に多く出ているのはたしかですが、それぞれ、各府省で中身を見直していった、また総務省においても審査、フォローアップを実施して、部会に報告をさせていただくといった対応が考えられるかと思っております。

同時に、この部会におきましても、計画が細か過ぎるのではないかと。例えば1日単位で決めてしまったがゆえに、1日遅れるとずれとして上がってきってしまうとか、あるいは、ある程度使える最新の情報というように言えばよいものを、細かく指定してしまうとか、様々な、計画が細か過ぎるのではないかという指摘もこれまであったかと思えますが、そのような場合の調査計画の承認事項はどうかということも、課題として挙げられるかと思っております。

1 ページ目の一番下の※ですが、上記の2ポツと3ポツで、実は2件、重複するものがありますので、2ポツの16と3ポツの11を足して27ですが、2件の重複を除く25調査ということになります。

その他につきましては、それらを除いた、結果数値に影響のない手続上の問題のみが見られる調査ということにしていますので、これが129調査。なので、調査数の合計でいうと154調査で、何らかの事案が見られたという整理です。

続きまして2ページ目以降は、この2ポツ、3ポツで挙げた、重複を除く25調査につきまして、部会で御確認いただきたいということで、細かな内容を調査ごとに挙げております。

2 ページ目ですが、まずは復元推計を行っていなかった2調査であります。

1つ目は最低賃金に関する実態調査、厚生労働省の調査です。

この最低賃金に関する実態調査につきましては、この調査を構成する調査のうちで、全国を対象に調査しているもので、常用労働者の30人未満という小さな事業所を対象に実施をされている賃金改定状況調査について、報告がされております。

この調査につきまして、メインとなるのは労働者の賃金水準、賃金上昇率でして、そこは間違いなく行っていたということですが、参考情報として、ほかにとっていた情報がありまして、産業別に、どの産業で賃金引き上げを、引き上げ水準は問わずに、引き上げをやったかやらなかったかということで見した場合の事業所数のパーセンテージ、あるいは引き下げを、水準はともかくやったかやらなかったかというような事業所数のパーセンテージをとっているような集計表など、事業所の状況についてとっている統計表があるのですが、そこで復元が行われていなかったということです。

厚生労働省によりますと、最低賃金はこの調査のほかにも様々なデータ、要素を総合的に勘案して、最低賃金審議会において審議し、決定、改正などがされているということですので、最低賃金の水準に影響があるようなものではないと。

それで一昨日、中央最低賃金審議会に厚生労働省がこの件を報告しておりまして、同審議会においてもこの点は了承されていると。また、その日のうちに、復元推計した集計値が公表されておりますので、本日の参考1で配布をさせていただいております。

続きまして、労務費率調査です。この労務費率というのは、なかなか聞きなれない言葉ですが、労災保険に関するものでありまして、労災保険では、通常は事業主が賃金総額に労災保険料を掛けた額を納付することとされておりますが、請負による建設事業の場合、元請が、下請も含めて全ての労働者分の労災保険料をまとめて納付することとされております。この際に、そういう計算が非常に難しいということで、元請が払う工事全体の賃金総額を把握するために、請負の金額に、この労務費率というのを掛けて計算をしまして、賃金総額を出して、それに労災保険料を掛けて算定するというような形で使われていると。この労務費を算定する労務費率に係る統計表が、この労務費率調査の中心ということですが、これは復元処理も含めて適切に実施されていたということです。

しかしながら、参考として、併せてとっていた下請事業者の数別の構成割合といった表につきまして、集計作業時のチェックが不足していたことによって、復元処理が行われていなかったということです。

※のところにありますように、統計表のうち、この労務費率に係る統計表に限って、労務費率の改定の基礎資料として施策の企画・立案に活用されているということですが、それ以外の②から④の3表につきましては、政策立案、予算積算、他の指標のいずれについても活用されていないということです。

これにつきましては、対応のところにありますように、既に4月26日に正誤情報が公表されておりまして、参考資料2としてお付けしております。

続きまして、3ページです。結果数値の訂正を伴うものということで、14調査挙げたものの、それぞれの内容です。

数が多いので、特徴的なところから申し上げていきますと、原因のところを見てまいりますと、委託事業者のミスと書かれているものが6調査ありまして、委託事業者が悪いというよりは、一般統計調査につきましては、実態として集計を民間事業者にかなり依存しているということが、ここにもあらわれているのかと。この結果数値の訂正というのは、集計のところ通常あらわれてくるものです。

それから、原因として、報告者誤りと書かれているものが4本ありました。それにつきましては、ある意味、他律的なものですので、なかなか難しい面もありますが、業務プロセスをどう管理するかということなのかと思います。

続いて、どのぐらいのボリュームで訂正が出ているのかということですが、まず通信利用動向調査を見ますと、143表のうちの1表ということです。

次に文部科学省の学術情報基盤実態調査を見ると、65表のうちの2表ということです。大学等におけるフルタイム換算データに関する調査を見ると、42表のうちの2表。以下、3つ飛ばして障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査のところを見ると、191表のうちの6表。続いて食肉検査等情報還元調査が15表のうちの1表。賃金引上げ等の実態に関する調査は127表のうちの1表、森林組合一斉調査は149表のうちの1表。飛ばして、全国貨物純流動調査だと152表のうちの4表。環境にやさしい企業行動調査だと154表のうちの2表ということで、これらについては、集計ミスといってもかなりマージナルな範囲にとどまっていることが見て取れるかと思います。

今、途中で飛ばした特用林産物生産統計調査を見ると、173表のうち57表ということで、やや多くのものに出ているようですが、それが何に使われているかで見ると、一部SNAにも使われているものがあるということですが、竹材と木炭の生産量が使われておりまして、そこは気を付けて見たのですが、その下の行にありますように、竹材につきましては119万7,000束が119万6,000束になったと。それから木炭につきましては1万5,942トンから1万5,941トンになったという内容でして、SNAの結果数値にも、これが影響を及ぼすものではなかったということです。

それから、下から2つ目の水害統計調査ですが、これは水害で床上浸水が何棟あって被害額が幾らとか、そういうことですが、そのうちの1つの都道府県からの被害額等の数字が変わって報告されたということですので、単年の被害額というのは、それぞれ少しずつ増えてくるということですが、それによって、実際に全体に出てくるというのは、1件です。0.15%程度の訂正にとどまっていたということです。なので、全体としてはマージナルな範囲なのかと。

今、飛ばしましたのが、真ん中に3調査ほどありまして、雇用動向調査と、雇用の構造に関する実態調査と、労使関係総合調査とあるのですが、これは、ほかと毛色が違っておりまして、これは毎月勤労統計調査の事案から、それを復元推計に用いているということですので、今、再集計が必要になっているということです。

このうち、労使関係総合調査だけは再集計が終わりまして、3月15日に再集計結果は既に公表されております。これを見ますと、訂正が発生しました調査産業の計のところで行くと、その数値が41.5から41.8%になったといった結果になっておりまして、0.3%ポイント程度動いたと。その標準誤差が1.8%ポイントとされている中で、0.3%ポイント動いたといった結果になっているということです。

なので、厚生労働省からは、残りは再集計中ですが、そのような中身で、薄く広く出てくるような中身という見込みだということです。なので、これにつきましても、利用上、重大な影響は生じないであろうと。

ほかにつきましても、今申し上げたような事案の対応、また、その使われ方、両面から見まして、先ほど御覧いただいた影響度の区分に照らしまして、利用上重大な影響は生じないと考えられるというのかと考えております。

復元推計についても、先ほど御覧いただいたとおり、同様にⅢの利用上重大な影響を生じないと考えられるものかと整理をしているところです。

長くなって恐縮ですが、続いて4ページから先です。こちらは、結果精度への影響について、部会で御審議をいただければと申し上げたものです。

3つの片括弧の類型ごとに整理しておりますが、その中に細かく、更に類型分けをしております。

まず1)の類型ですが、1つは「バー、キャバレー、ナイトクラブ」のグループがありまして、1つは賃金構造基本統計の本体調査に先立って行われます試験調査、これは試験調査ですので、本体調査の方でもう御議論されているので、そちらでということかと思えます。それから雇用動向調査も、同様の扱いをなされているということです。労使関係総

合調査も同様ですが、それに加えて、家事サービス業と外国公務も除外をされていたということです。

これらの影響ですが、雇用動向調査のところを御覧いただきますと、この調査の調査対象産業の事業所では、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数というのは全体の 0.3% というような数字であるということです。それから、下の労使関係総合調査に至っては、0.1% というような数字であったということです。このような割合からしましても、結果に与える影響というのはほとんどないと考えられるということです。

それから、家事サービス及び外国公務につきましても、調査の性格上、もともと対象外であって、母集団からも除外しているということです。

その下に参りまして、中小企業実態基本調査ですが、これにつきましては、卸売業、小売業のうち、自動販売機による小売業を外していたと。あと、宿泊業などのうち学生寮みたいなものを外していたと。それから、娯楽業などのうち厩舎のようなものを除外していたということです。

これにつきまして、経済産業省で分析しておりまして、これら除外した小分類の企業数は、その上の大分類の企業全体に占める割合は 0.2 から 0.3% であったということで、結果に与える影響は軽微と考えられるということです。

この、中小企業実態基本調査につきましては、内閣府の国民経済計算においても用いられておりますが、この小分類につきましては使用されていないということでした。また、この事案に関する調査結果につきまして、ほかに何かに使っているということも確認されていないということです。

続きまして 2) の、調査計画よりも標本数減少等につながる対応としたグループです。まず i) ですが、保険医療材料等使用状況調査です。これにつきまして、診療報酬改定の基礎資料として使われている調査ということで、非公表の厚生労働省の調査です。

その中で、放射線治療施設を有して、なおかつ一般病床 200 床以上という、これは大病院ということになると思うのですが、これは計画を立てた段階では 1,000 施設という見込みだったので、全数を調査するという計画であったと。ところが、これは医療施設調査で母集団を確認したということですが、1,361 施設だったということで、そこから無作為抽出した 1,000 施設を選んで、そこへ調査を実施したということです。

これにつきまして、影響等のところですが、医療材料の使用状況や実勢価格を見るのがこの調査の目的でありまして、全体の総額や総計は出していないと。平均や抽出された割合のみの調査ということなので、復元はかかわってこないということです。

したがいまして、全数調査を行っていなかったということで、何か直ちに影響が出てくるというような状況にはなっていないということでした。

下ですが、この母集団名簿につきまして、計画に上がっていたものと違う名前のものが上がっていたので、これに挙げさせていただいたのですが、確認しましたところ、実質的に同じ範囲の対象をカバーしていると。捕捉率の点で問題は生じないということでした。なおかつ、計画では平成 27 年の最新状況の名簿であったわけですが、平成 29 年の情報が得られるものだったということでした。

続きまして、内閣府の2件は、計画上の母集団情報よりもバージョンの古いものを使ったというものです。これは生活状況に関する調査で、「住民基本台帳による平成30年1月1日現在の人口」と計画に書いてあったのが、平成29年1月1日現在の人口を使ったと。それから青少年のインターネット利用環境実態調査は、国勢調査区を使って層別の配分を使おうとしていたわけですが、27年の調査区ではなく22年の調査区だったと。

ただ、実態を聞いてみますと、調査計画の実務上、調査計画を立てて、その後、受託事業者を決めて、それから実査に入るわけですが、実査に入るまでに委託事業者のシステムにデータ入力をしなければいけないのですが、それには、計画に立てていたようなものを入れようとしても、実務上間に合わないということで、前のバージョンを使ってやったと。

いずれにせよ、前のバージョンのものを使っても、層別の標本などの配分に使用する情報ということですので、これで何か推計の欠陥や偏りを生じるものではないということでした。

5ページ目に参ります。続きまして特定作物統計調査と、生コンクリート流通統計調査です。

これは、計画と比べてうっかりミスのようなものがあつたという事案でありまして、農林水産省の特定作物統計調査の事案は、うっかり標本数を間違えてしまって、調査客体数が減少してしまったと。それから生コンクリート流通統計調査の方は、これも事前の確認で認識の違いがあつて、全数調査のうち2,473件中73件に未送付が生じてしまったということです。ただ、影響は、いずれもそれぞれの中身の数が、全体に対するボリュームから考えまして、幸い大きな影響の及ぶものではなかったということです。

3)ですが、調査員調査の全部または一部を郵送調査に変更したというパターンが2調査見られました。

上の港湾運送事業雇用実態調査ですが、これは一部を郵送調査に変更していたということです。計画上は調査員調査と書いてあるのですが、郵送調査や、調査員ではなく職員が直接行くというようなものも併用して実施していたと。厚生労働省によりますと、郵送調査を使っても8割を超える高い回収率になっているということでした、特段の問題は生じていないということです。

下の、国土交通省の全国道路・街路交通情勢調査ですが、これは、実は平成29年の一斉点検で見つかった事例ですが、これは5年に一度のかなり大規模な調査でして、5年に一度なので、まだ今、改善の途上にあるということで、改めて取り上げたものです。

後ろの影響のところにありますように、なかなか調査員調査が難しくなってきたということで、平成27年の調査時に調査員調査を廃止して、同じ調査を郵送・オンライン調査という形になっていたということですが、平成30年度から、有識者会議を開催して、現在検討されているということです。

以上が、結果精度への影響について確認をする調査ですので、これにつきましても、冒頭申し上げたとおり、御確認いただければと思っております。

非常に長くなって恐縮ですが、説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

内容が多いので、順番に審議をさせていただきたいと思います。まずは資料2-1の2ページ目、これは1ページ目で影響度区分がⅢと整理されたもののうちの2つの調査ですが、こちらは本来復元推計をするべきであるものを、主に使う表については復元推計していたけれど、参考で使っている表については復元推計をしていなかったということです。

こちらについて、何か御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

**○川崎委員** 私は今回の一般統計の点検について、事務局と一緒に目を凝らして、厳しくチェックしたもので、ある程度時間を使って見たつもりではあるのですが、それでもなお、ひょっとしたら見誤りがないとは言えないかと思います。

万万が一それがあった場合には、一番大事なことは、ユーザーの方からもし何か、この判断でも違うというのであれば、お声が来れば是正できるのかと思いますが、ベストエフォートでこういう判断かと私は思っております。

その上でお尋ねするのですが、この上側にある、最低賃金に関する実態調査、これは名前からしますと、もう最低賃金そのものに関係しそうに見えまして、審議会でも審議されるということを知っておりましたので、その審議が一番ポイントになるのかと思います。

その意味で、厚生労働省にお尋ねしてみたいのですが、最低賃金審議会の方で、この件を報告されて、どんな反応があったのかとか、そのようなことがこのあたりの影響度の最大の判断ポイントになるのかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

**○田中厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室長** 厚生労働省です。14日の審議の関係ですが、統計的に見てより良いものが復元をしたものということでありますので、復元していないのは残念だったということがありましたが、これにも書かれてありますとおり、審議の中においては、幾つかの要素がある中で、最低賃金に関する実態調査は使われているわけですが、その中でも重要視されている項目については労働者割合できちんと復元をしていたわけで、それについては問題ないということと、それから、復元していないものは、こちらについては周辺情報ということも御確認をいただいて、中央最低賃金審議会として了解を受けておりまして、過去のものに対して影響を及ぼしたものでもないというご判断をいただいているところです。

**○河井部会長** ほかにいかがですか。西郷部会長代理。

**○西郷部会長代理** ありがとうございます。まずは、これだけたくさんの統計を、こういう見やすい形で整理していただいたということにお礼を申し上げたいと思います。

その上で、2ページ目の、今、川崎委員が御質問なされたところと関連するのですが、本体というか、一番大切なところに関しては母集団推計が行われていたのだけれど、一部はそれが行われていなかったということが、この2ページ目にある2つの統計についていえるということですが、プログラムミスではないわけですね。

プログラムミスでこういうことが起きるといのは何となく分かるような気がするのですが、集計の計画の中で、1つの統計に対して、ある一部では母集団集計が行われていて、別の項目に関しては母集団集計が行われていないというのは、私には想像がしにくいことです。もし、今までの点検等で分かっている内容があれば教えていただきたいと思うのですが。

○田中厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室長 それでは御説明いたします。まず1点目の最低賃金に関する実態調査ですが、最低賃金の審議で重要視されている統計の表につきましては、内部できちんと確認もしながら行っていたところです。ただ、一方で、参考資料的に作っていたものにつきましては、外部に委託をして集計をしていて、そのチェックが、仕様書も含めて必ずしもしっかりしていなかったところがありまして、きちんとした復元がされていなかったところが問題になったと認識しております。そこで違いが出てきてしまったというところです。

2点目の労務費率調査は、3年に1回、調査を行うわけですが、今回29年調査の労務費率に関する統計表①につきましては、審議会にも提出をさせていただく資料ということで、先にきちんと計算をして、よくチェックをして行っていたと。

一方、②、③、④の表ですが、26年や23年にはきちんと行っていたわけですが、29年のときに担当者の認識がきちんとしていなかったために、集計・公表をする必要性等を認識しておりませんでした。ただ、次の調査のいろいろな準備をしているときに、これもやらなければならないということが分かりまして、実はこれは結果公表の遅れにも計上されているのですが、①に比べて1年以上遅れて算出をして公表しておりまして、そのときに、急いで、慌てて行ったこともあって、過去にどのように行っていたのかということと整合性をとるようなチェックをしていなかったことから、誤りが発生してしまったと認識しています。

○西郷部会長代理 分かりました。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。よろしいですか。

どうしてこういうミスが発生したのかというのが、ただ今の説明で分かったという気はするのですが、確かに、御説明のとおり、この2つの調査は利活用上重大な影響はないのではないかと推察できるということで、影響度区分もⅢとしたわけですが、復元推計という基本的で非常に重要な作業をしていないということと、外部委託における仕様書のミスとか、あるいは担当者の認識が不足している、急がされているということは常に急がされていると思うので、急いでいた結果こういうミスが起こってしまったということは、プロセス上の問題というのものもあるような気がいたしますので、今回、一般統計の一斉点検の中で、最も重大というか問題が大きい調査なのではないかと、我々は判断をいたしましたので、この2つの調査につきましては、もう少し、どういうプロセスで作業をされているのかとかいうことも含めて、丁寧に検証してみたいと思うのですが、いかがでしょうか。そういう形で進めてよろしいですか。

それでは、お手数をおかけしますが、また御協力をお願いしたいと思います。

それでは次、影響度Ⅲに区分されておりますもののうちの②の方、結果数値には誤りがあったけれど、報告者の誤記入とか受託業者のミス等によって数値の結果に誤りが出たという14の調査。こちらは資料2-1の3ページ目に当たるものです。

こちらにつきましては、ただ今御説明があったわけですが、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

多くは、プログラムミスというのが8件ぐらいあって、あと報告者が誤って記入しているというのが4件というもので、これら2つがほとんどであるわけです。いかがでしょう。

よろしいですか。それでは、こちらの14の調査につきましても、影響度の区分はⅢと確認させていただきたいと思えます。当部会としましては、今回の点検活動を通じて、結果数値の誤りが見つかった場合は速やかに訂正することを求めてきておりますが、ほとんどの調査で訂正した数値を公表済みになっております。

ただ、まだ公表されていないものが、ちょうど真ん中にあります厚生労働省の2つの調査、これがまだ再集計中ということになっておりますので、こちらについても速やかに公表をお願いしたいと思っております。

それでは続いて、最初の区分でいうと影響度区分はⅠからⅡの、数値の誤りがなかったという区分に入るものです。

こちらについて、確認が必要な11の調査というものが、資料2-1の4ページ目と5ページ目の2ページにわたっておりますが、御説明は先ほど伺いましたが、こちらについて御質問や御意見がありましたら、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 1)の、調査対象の一部を調査していないという部分についてです。この判断に異論があるということではないのですが、意見があります。基本はあってはならないことが起こっていることは事実です。しかし、この御説明等ですと、全体の0.3%だから問題ないということですが、しかし、各カテゴリーの比率をみれば0.何パーセントになるのは当然ですが、それが累積されれば大きな影響になります。構成比が小さいから微細な誤りだったという認識が共有されてしまう点に危惧を覚えます。

同様のことは、賃金構造基本統計調査の「バー、キャバレー、ナイトクラブ」について人口・社会統計部会では、これを計画から外すという提案に対して、あってはならないということで、含めていただくことになりました。カテゴリーとして比率が小さくなるのは当たり前のことですので、その点があまりに強調されるというのは、繰り返しになりますけれど、危惧を覚えたということ、感想として申し上げさせていただきました。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。川崎委員。

○川崎委員 私も実は事務局と議論しながらこのまとめをやったので、嶋崎委員の御指摘は全く共有しております。ここの表現は、数字が小さいからいいというように見えたのは誤解を与えたかと思うのですが、もう1つ、実はここで問題になりますのは、労使関係の調査の中で、業種ごとにどこまで丁寧に見ていく必要があるかとか、この統計調査自体の目的みたいなところもあろうかと思うのです。

そして、ここでいう0.1%というのは、全体平均の中に与える影響は極めて低いというような趣旨でして、業種ごとに見たらどうかというと、バー、キャバレーの労使関係をどう見るかとか、その業種ごとに見ていったら、この情報がないことは問題かもしれないのですが、ここの部分は、そもそもどこまでを調べるかという判断が厚生労働省においてもあったというようなことだろうかと思っておりますので、そのようなことで、表現は不十分など

ころはあろうかと思いますが、全体としての影響度は大きくはなかったと整理をさせていただいたというのが、私の考え方でした。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。西専門委員、どうぞ。

○西専門委員 今の嶋崎委員と川崎委員のお話に関連して、今回の点検検証の目的として、影響がどのようなところに出るかということが判断基準の一つなろうかと思いますが、今回、このように影響が大きいという判断をいただいたこと自体は違和感がないように思っております。

今後、再発防止というところで、どのようなことに取り組んでいくかという、より品質向上の観点というところで、なぜこれらが除外をされたのかという、その理由をもう少し明らかにした上で、再発防止というところを取組を盛り込んでいったらいいのではないかと思います。

例えば、詳細は把握していないところではありますが、調査が難しいとか、何かしら多分、担当者の妥当な判断があった上での行動の可能性もあると考えておりますので、このような判断に至った経緯を明らかにした上で、改善の方向に持っていくということができればいいのではないかと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

よろしいですか。それでは、これら 11 の調査には、我々の基準として、結果の数値に重大な影響があるかないかということで、まずは数値に誤りがあるかということと、重大な影響があるかないかということで区分をさせていただいておりますので、このような、誤りが大きく影響しないという意味で、影響度の区分というのは決めてしまっているわけですが、ただ、その中には、本来あってはならないようなものも混ざっていますので、その点は忘れないように、常に注意して見ていく必要があるのではないかと感じました。それを反映させるような資料といいますか、発表の仕方にするべきなのではないかと、私は思いました。

それでは、この 11 の調査については、この事務局の整理どおり、区分としてはⅠまたはⅡという形で整理したいと思っております。

あと、まだ残っているものがありまして、それは資料 2-1 の 1 ページ目で、一番下の※に入っている、その他の結果数値に影響のない手続上の問題のみの調査ということで 129 の調査がありまして、こちらは事務局の方で 8 つの区分に整理をさせていただいておりますが、これについてはいかがでしょう。こういう形の整理で構わないでしょうか。

よろしいですか。それでは、一般統計の方の案件はこれで終了にして、あとは、先ほど議論に出ました、一部復元推計を行っていなかった 2 つの調査につきましては、6 月以降に改めて、プロセスを含めて審議をさせていただければと思います。

それでは次の、資料 2-2 を御覧ください。こちらは、1 月に実施された基幹統計の一斉点検は総務省が取りまとめたものですが、短時間で取りまとめたからかもしれませんが、

事案の軽重が不明で分かりにくいものだったので、重大な問題が多数発生していたような印象を生じさせてしまったということがあります。

このため、今回、一般統計の点検結果を整理するタイミングで、川崎委員と相談の上で、基幹統計の影響度の区分を含めて、改めて整理をしてみました。

レベルⅣに該当するものは毎月勤労統計だけで、レベルⅢは基幹統計では一斉点検の対象外の小売物価統計調査を含めて2調査、また先ほど御確認いただいたとおり、一般統計では16調査ありました。そのほかは、数が多いものの、数値の結果には影響がないものという整理となりました。

それでは、この資料2-2につきまして、御質問あるいは御意見がありましたらよろしくお願いたします。このような形で今までの議論を整理させていただいたわけですが、いかがでしょう。

今まではトータルの数だけがひとり歩きしていたのですが、このように整理すると、重要な問題がどのぐらいあって、手続上の問題等がどのぐらいの数あったのかというのが、一般統計と基幹統計を一目で見て分かるという表になっているわけです。

川崎委員。

○川崎委員 ほかの方からの御意見が特にないようなので。私も一応、このまとめの検討に関わったので、その観点からコメントだけさせていただきたいと思います。

この作業を始める前に、私は一体どれぐらい深刻なものがあるか、非常に心配をしながら行っていたのですが、この整理の結果を見ていくと、本当に重大なもの、あるいは重大な影響はないけれど、何らかの外形的にも影響があるものがこういう状態で見つかった。当初思っていたほどの数にはならなかったというのは、非常に胸をなでおろしたというのが正直な気持ちです。

ただ、ここで油断するわけにはいかないと考えております。先ほども、西専門委員からお話がありましたように、実は結構、よく見ると問題を含んでいるものもあるかと思えます。特に、一般統計の中には、一般統計だったから影響度が少なくて済んだようなもので、同じことをもし基幹統計で行っていたらもっと大きな影響が出ているものもあったかもしれないので、その意味では、この中から教訓を学び取るということを、我々はこの部会の審議の中でももっと考えていかなければいけないかと思えます。

その中で、どこの場で今後審議するのがいいかは分かりませんが、具体的に申せば、例えば標本設計とか復元推計といった問題、これはかなり目立って起こっていることがあるように思います。それからプログラムミスの問題、これは委託先といえども、それはトータルの品質に決定的に影響しますので、大きな問題かと思えますので、このような問題をどのように防いだらいいかというのは、今後ともかなり重点的な検討の対象になるのかと思えますので、是非、この部会または統計委員会本体の場で検討していけたらと思っております。

○河井部会長 今、川崎委員に御指摘いただいたポイントというのは、全ての統計に多分共通する問題だと思えますので、当然、本部会でも検討を行いますし、本部会で得た知見というものを、今度は統計委員会の方でも改めて議論するというような形をとりたいと思

います。

ほかにもし意見がなければ、次の本題の方に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、一般統計、基幹統計の整理につきましては以上で終わりにしまして、第1次の再発防止策のたたき台についての議論に入ります。

これまでの議論を踏まえまして、事務局に指示をいたしまして、第1次再発防止策の素案のたたき台を作ってくださいましたので、御説明の方をよろしく願いいたします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 では、資料3を御覧ください。部会長の御指示で、事務局の方で、議論をしていただくたたき台を用意させていただきました。これに沿って御説明させていただきます。

まず前文がありますが、これについては、特にまだ書いておりませんが、何らか、この防止策を通じた考え方的なもの、あと経緯なりを書くのだろうかと考えて、このように置いております。

これまで出てきた議論、特に前回、篠専門委員からペーパーも出されておりますが、品質管理の視点が大事ではないかという話や、その中で、エラーをゼロにするよう頑張る必要はあるのだけれど、突き詰めていくとだんだんコストの面が出てくるということで、重要度やリスクに応じた対応が大事ではないかというような話がされまして、委員の皆様から賛同があったと思いますので、この辺の話は書かれていくのかということで、字を置かせていただいております。この点についてはまた議論していただいて、何らかの文字を置いていくのかと思っております。

続きまして、各項目ごとに御説明させていただきます。

全体を通じて4つの項目に分かれていまして、最初のⅠが、枠で囲っていますが、統計作成プロセス、作るプロセスの適正化ということでありまして、3ページに行きまして、誤り発生時の対応ということで、いろいろプロセスで気を付けても誤りは発生する場合がありますので、そのときにしっかり対応しようというのが、このⅡです。それから3ページの下の方ですが、そのようないろいろな対策を講じるために必要な基盤の整備というようなことをⅢで作っております。最後に5ページのⅣですが、フォローアップとかその他のことを書いているということです。

1ページに戻っていただきまして、順に説明させていただきます。

まず、作成プロセスの1ですが、PDCAによるガバナンスの確立とあります。今回、いろいろな問題が発生しておりますが、例えば毎月勤労統計で全数調査を行うべきところを抽出で行っていて、復元推計をしていなかったというような問題がありましたが、あれにつきましても、幹部が無関心だったというのが問題を放置する原因になったのではないかというようなお話がありました。

それから、当方で行った基幹統計のヒアリング、先月からワーキングで10回に及んでやらせていただきましたが、こちらでも、全ての基幹統計において、部局長級の職員の統計作成プロセスへの関与がかなり限られているということで、具体的には調査計画を変更する際とか、結果を公表するとき、アウトプットを出すときに限られているというのがほと

んどでありまして、直属の上司である課室長級の職員についても、これはしっかり係っているところもありますし、先ほど申し上げた部局長級と同程度で、計画を変更するときや結果を出すときの関与にとどまるものもかなりあるということが分かっております。計画の変更が行われない、例えば5年10年と計画の変更が行われない場合は、どうやって作られているかという情報が、幹部、管理職に入らないということになりますので、これは問題なのだろうということです。

それからもう1つ、御報告がありました。一斉点検で計画どおり行われていない調査が多く見つかったということで、今回も、特に重大な影響は幸いなかったということではあります。放置してよい問題ではありませんので、対応を考えなければいけないだろうということです。

今回いろいろ問題はありましたが、原因の根幹の1つは幹部職員が関与する形でP D C Aが適切に回っていないことが根底にあるのではないかとということでありまして、部会長から、再発防止の柱としてP D C Aによるガバナンスの確立を立てるよという御指示を受けまして、このような記述をさせていただいております。この点については、前回、嶋崎委員からも、P D C Aがきちんと回っていないという御指摘があったと思いますので、そのようなことも踏まえて、1つ目の項目に置かせていただいております。

記述の内容ですが、最初の1行目は、今申し上げた背景みたいなことを書いていますが、2つ目、大きく分けて2種類のP D C Aを書いていまして、まず1つは各省のP D C Aということで、各省において調査を実施した後に統計幹事のもとで調査計画の履行状況、これは簡単に言えば、今、点検を行った計画どおり行っているかみたいなところの話とイメージしていただければと思うのですが、そのようなことから、回収率などの調査の質に関する、精度に関するよなこと、それから利活用状況などについて点検や評価を行うことをルール化するということで、各省の幹部が関与した下でP D C Aを回していただく必要があるのではないかと。それを受けて、マニュアルの修正なり計画の改定なり、利活用が低調な調査の見直しなどを行っていただく必要があるのではないかとということです。

もう1つが、政府全体のガバナンス、P D C Aということですが、総務省、基幹統計については統計委員会も関与しておりますが、そのようなガバナンスの中で、各省の点検評価結果を検証して、自ら承認した調査計画の実施状況の検証を行って、必要に応じて調査計画の改定等を求めるということで、これまでは、事前の計画の承認を行って、その後は各省が調査を実施するというよこと、また改定の機会があれば、そのときに審査するというよことだったのですが、自ら承認した調査計画に基づいた実施状況をある程度把握していく必要があるのではないかとということで、書かせていただいております。

P D C Aをルール化することで、各省幹部がプロセスに組み込まれるということと、一方で、いきなり事務負担があまり増えるのも問題と思ひまして、効率的なやり方というのよ考えなければいけないと思ひますが、月次で行っているよ調査をその都度というのよ大変でしょうから、ある程度、年1回とかまとめてとか、そのような負担も考えて行っていく必要があるのではないかと。

いろいろ、評価やチェックがあまり重くなって事務負担が拡大して、それに精力を割か

れるというのも、それはそれでまた本末転倒でありますので、計画等の移動などはチェックリスト的なもので機械的に確認できるようにするとか、やり方も工夫しなければいけないとは思いますが、何らかのPDCAということを行っていったらどうかと思います。

一方、計画とのずれだけではなくて、精度に関する回収率とかそのようなポイントも確認をしていけば、質の低下みたいなことも把握できるのではないかとということ。それから、統計委員会のこれまでの審議を見ていると、次回の調査までの時間的制約がある中で審議される場合も結構多いと思いますが、調査実施後の状況にある程度把握して、問題があればその都度指摘をしておけば、それを踏まえた諮問が期待できるということで、事前の審査の実効性の向上という効果もあるのではないかと考えております。

次の項目に行かせていただいて、2番目ですが、調査計画の承認事項の重点化です。一斉点検で計画どおり行われていないものがたくさん見つかったのですが、これも、これまでの基幹統計の審議の中で、川崎委員やほかの委員からもあったと思うのですが、そもそも計画の記載事項が細か過ぎるのではないかと、柔軟性を欠くのではないかと御指摘を受けておりましたので、このような記述をさせていただいたのですが、そのときに御発言があったのは、例えば現在の統計法は各省が自ら実施した調査について、追加して自分で集計を行うことは自由にできることになっているので、そのようなこととのバランスを考えて、多くの集計事項をあらかじめ全部承認事項としなければいけないかという、ある程度重点化をすればいいのではないかとというような意見があったと思います。

また、これも先ほどありましたが、計画の内容が硬直的な場合があって、計画を承認した後の状況変化、母集団名簿が新しいものが使われることになったとか、そのようなものがあつたときに、わざわざ計画を変えないと計画に反したという形になってしまわないように、もう1つ、調査客体数が1か2ずれたとか、そのような場合でも今回、計画と相違ということで上がってきてしまっています。そういう手続的なコストが大きくなっている面がありますので、ある程度幅を持った、そもそもの計画の承認にすべきではないかというような問題意識があります。この2番目のところの記述は、調査計画の承認については、基幹統計及び一般統計の承認の目的に照らして、重要な事項については引き続き詳細な記載を求める必要があるのですが、重点的に審査をする一方、承認後の状況変化に対応し得る適正な幅を持った記載を許容して、一方で調査実施後の結果は報告を受けるわけで、どういった母集団で行われたというのは調査実施後には確認ができるということも併せて、全体としてメリハリといいますか、事前と事後を併せて審査の整合性をとったものにしていけばいいのではないかと考えております。

3番目ですが、統計作成プロセスの透明性の確保です。先ほどの話の続きでもありますが、委員から、調査計画が細かい割に、復元推計の方法や大事なことが書かれていないという御指摘があったと思います。それについてこのような記述をしていたのですが、もう1つ、調査計画が、実はホームページに出ていないものもありまして、透明性を欠くのではないかと、ここの記載につきましては、ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、それから先ほどPDCAと言いましたので、事後検証に必要な目標の精度や回収率などを、今も皆様定めていると思いますので、そのような情報については

参考情報として計画に記載をしていただいで、これを承認するとなるとまた大変ですが、情報として記載していただいで、全基幹統計、一般統計の調査計画を更に一覧しやすい形でホームページに載せていただくということで、外部からも検証できるような形にしていこうということを掲げさせていただいております。

もう1つのポツで書いていますが、今回、ヒアリングの中で行っていましたが、基幹統計の見える化状況検査、統計調査に関する情報がどれぐらいホームページに出ているかという検査を、総務省の方で各省と協力して行ってきていて、書面調査で見させていただいております。これまで一般統計調査については行っておりませんので、こちらについても見える化状況検査を行うことにしてはどうかということで書かせていただいております。

4番目、調査担当から独立した分析的審査体制の確立というところであります。基幹統計のヒアリングにおきまして、体制のお話を聞くと、かなり合理化で厳しくなってきたという認識が示されることが多くて、統計を作成する体制は当然残っていて、統計を毎月毎年作ってはいるのですが、なかなか、社会経済情勢の下の見直し、調査内容や調査方法の見直しを行う企画的な担当とか、結果の詳細な分析を行ったりする体制が弱くなっていて、質の確保というのが今後なかなか心配だというような話が多く聞かれました。

数十年前には、調査担当から独立した分析の審査体制があって、調査担当とは異なる視点でチェックが行われていたという話もあったかと思えます。先日の毎月勤労統計のヒアリングにおきまして、あの問題は統計委員会からの指摘で発覚したのですが、ローテーションサンプリング導入時の断層について、ユーザーから疑問が寄せられたものの、分析体制がなかったこともあり、厚生労働省自身が能動的に動いて分析は行われなかったと。統計委員会からの疑問を受けてようやく分かったと。そのため1年ぐらい時間がかかってしまったというような話がありました。

現在、厚生労働省はいろいろな統計委員会からの要請に、難しい分析をして対応しておりますが、平常化した後も、そのような能力、そのままというわけにはいかないでしょうけれど、一定のきちんと分析できる体制は必要ではないかというような議論があったと記憶しております。

厚生労働省だけではなくて、各府省庁にも一定の分析なりをできる体制というのを作っておく必要があるのではないかという問題意識がありまして、このような記述をしております。記載を読ませていただきますと、各府省の統計幹事のもとに分析的審査担当官を配置して、調査担当から独立した立場で、調査計画公表前の分析的審査、また調査設計変更時の影響の分析、それから調査担当における外部からの疑義照会の対応や数値等の誤り発覚後の原因分析、それから再発防止の検討の総括的なことを担当して、調査の正確性を確保するという体制が要るのではないか。統計委員会及び各府省の分析担当官は、困難な事案の分析は統計委員会の指示のもとで分析審査に取り組むことや、相互に審査のノウハウや効果的な再発防止策に関する情報を共有するなどして、協力・連携して活動するという事で、それぞればらばらに活動するのではなくて、分析審査の政府全体の担当、チームとして一体的に活動をしていくというようなことを考えてはどうかと考えております。

続きまして5番ですが、システムを用いたエラーチェックの徹底というところでは、今

回、書面調査を基幹統計について行った結果、かなり、どの基幹統計でもエラーチェック、システムチェックは行っているということが確認されております。

ただ、ごく一部の、行っているのだけれど、このプロセスでは目視だけ、とかいうのもありましたし、一般統計についてはそこまではなかなかできていないものもあると思いますので、ここは、更に徹底するという趣旨で、システムによるエラーチェックの実施徹底ということを書かせていただいております。

6番、民間事業者、地方公共団体の履行確認です。篠専門委員から、民間事業者の履行確認はかなりしっかり行なっているのではないかというコメントを前回いただきましたが、また品質確保を図るべき契約は、業務遂行能力を踏まえた契約方式として、きちんと能力を審査して契約する必要があるというような議論もあったと思います。

基幹統計については、確認したところ、全てそのような、しっかりやられていたというようなことであったと記憶しておりますが、一般統計についても同様の方針を示していく必要があるのではないかということで、ここについては、基幹統計で問題があったということではないのですが、ガイドラインに基づいてしっかり行っていくというようなことを書かせていただいております。

下の方ですが、調査員調査に不適切なものがあつたと。先ほどの小売物価統計調査をはじめ、幾つかあつたと記憶しておりますので、特に調査員調査についての記載をさせていただきます。

統計局でコンプライアンスチェックということで、調査員が実際に調査対象に行ったときに、調査の客体にアンケートをして、説明が分かりやすかったとかそういうことから、いろいろ確認するような調査をしまして、実際に訪問していなければそれで分かってしまうということで、コンプライアンスチェックと広く言葉で言われているようですが、調査員の不正を抑止する効果が認められると思いますので、他府省でもそのような導入を考えていってはどうかということで書かせていただいております。

7番目、業務マニュアルの整備であります。今回、全ての基幹統計でマニュアルは作っているということは確認されました。一方で、マニュアルの内容まで確認はしておりませんので、マニュアルの質を確保するため、基幹統計は恐らくしっかりやられているのではないかという印象ですが、一般統計になるとなかなかマニュアルがきれいにできていないようなものも多いのではないかと思います。

一方で、繊維統計で問題があつたときには、経済産業省が省内に向けた標準マニュアルを作ったというような例もありますので、総務省の方で、こういうことはマニュアルに書いておいた方がいいのではないかというようなことが分かるような、標準的なマニュアル、ガイドライン的なものを作って情報提供してはどうかと考えて、この記載をさせていただきます。

その中で、篠専門委員から前回ペーパーが出て、その中であつたのですが、チェックリストを有効に活用したらいいのではないかという話がありました。統計の業務経験の少ない人が携わる場合が多いので、そのような人にとっては文章でいろいろ説明があるよりもチェックリスト方式がいいのではないかということで、そのようなことも書かせていただ

いております。

それから、業務マニュアルの定期的な確認と書いていますが、これも、マニュアルの見直しをするということですが、定期的の確認することに意味があると。変える必要がないということも含めて確認をすることが大事なのだという話が、これも篠専門委員からありましたので、そのようなことを書かせていただいております。

8番目、利活用の促進です。これは川口専門委員だったと思いますが、研究者がきちんと調査票情報の二次利用が増えれば、誤りに気づくことも増えるのではないかということで、二次利用の拡大をすべきという話があったと思います。

それから、川崎委員だったと思いますが、調査票情報の利用に限らず、調査結果の利活用が増えることも、同様の効果が期待できるので、利活用の促進も取り組んでいく必要があるというような御意見があったと思います。

実際、今回ヒアリングしてみて、外部からの指摘で誤りが発見されるケースが意外に多かったという印象がありますので、利活用の促進の項目を立てさせていただきました。

行政利用につきましては、後で出てきますが、利活用リストというのを作ってはどうかと考えておまして、それで政府内の利活用者の意見も聞けるようにしてはどうかと考えております。

次に9番目ですが、ICTを活用した業務プロセスの見直しということですが、これも基幹統計を確認した結果、オンライン調査は相当導入されているということでありまして、一層推進するべきというようなことを書かせていただいております。

文章を読ませていただきますと、その次で、一般にオンライン調査になじみやすい企業対象調査、月次など頻度の高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、客体数が多くて効果が大きそうな調査については、特に積極的に検討が必要だろうと。これは基幹統計だけでなく一般統計も念頭に置いて、このようなことを書いております。それから、オンライン利用状況が低い調査は、原因を分析して向上に努めましょうということを書かせていただいております。

次の記述ですが、オンラインで調査しても、結果をそのまま電子情報で処理できずに、一度印刷した上で処理が行われているようなものも確認されておりますので、そのようなことも念頭に置きまして、大量の情報を正確に処理するために、ICTの活用が重要だろうということで、これは一般論ですが、ICTを最大限活用して、迅速性、ミスがない業務プロセスを作っていくべきということを書かせていただいております。

最後に、文部科学省の調査などでも、情報を集めるときに報告者の負担なり手間なりがかなり発生していて、事務負担的にも大きいし、情報の精度という意味でももっと工夫ができるのではないかというような話があったと記憶しておりますので、そのようなことも含めまして、あと厚生労働省の人口動態調査などでも、地方公共団体から情報を吸い上げる形で、受け渡しミスみたいなものがたくさん発生していたと記憶しておりますので、そのようなことを念頭に、地方公共団体が保有する行政記録の抽出、集計、転記を行ってもらう調査は、円滑な収集方法を検討するという記述をさせていただきます。

続きまして3ページ、公表の遅延です。ここだけほかの項目と性格が違って、いきなり事案の対応が出てきておりますが、一斉点検で非常に多く見つかった話で、議論も行われましたので、置かせていただいております。

データの誤りが見つかって、データを精査した結果、公表遅延が発生したものなど、単発で発生している場合は必ずしも不適切とはいえないと思うのですが、一方で繰り返し発生しているようなものについては、対応を考えていかなければいけないだろうということでありまして、ここに字を置かせていただいたのは、「遅延が頻繁に発生しているような調査は、調査のプロセスや体制を見直して、主要項目に絞った速報値の公表などにより遅延の解消を検討してはどうか」と。「それによりがたい場合、かなり頑張っても遅れる、なかなか守りにくいという場合は、早期公表のニーズも踏まえて、調査計画の公表期日の見直しについても検討してはどうか」ということで、結局、早く使いたいというニーズとの兼ね合いというところもありますので、それとのバランス、あと事務負担等のバランスで公表期限を見直すということもあるのではないかということ。

それから、これも議論はあったと思うのですが、月次統計にもかかわらず、数カ月に及ぶ遅延が継続的に発生しているものがありました。そのようなものは、そもそも月次で行う必要があるのかも含めて検討してはどうかということを書かせていただいております。

大きなⅡに移りまして、誤り発生時の対応ですが、統計の結果数値は、間違いがないよう細心の注意が必要であるが、先ほど一般統計のときにもありましたが、対外的な要因で発生する場合も非常に多くて、報告者が誤った数値を報告してくるとか、委託業者が間違ってしまうとか、プログラムが間違っているとか、職員のミスも当然たくさんあります。

そのようなもろもろの原因で発生し得るものなので、なかなかゼロにするのは難しいというのが実際問題でありまして、そのような誤りが発生した場合の対応をしっかりとルール化しておかなければいけないのではないかという問題意識で書かせていただいております。

最初の、対応ルールの策定のところです。今回、先ほど申し上げましたように、外部からの疑義照会で発見される場合が意外と多かったということで、外部から結果数値に対する疑義照会があった場合の、組織内の情報共有のルールを定める必要があるのではないかということでありまして、これについては、書面調査でもあまり明示的に定めているところはなかったと記憶しておりますので、これを機にルールを明確化してはどうかということを書かせていただいております。

2つ目の、誤りを発見した場合の対応ルールにつきましては、これはかなり多くの役所で定められているということでありましたが、一部でまだ定めていないというところもありました。それから、一般統計もありますので、置かせていただいております。各省のルール内容を全てつぶさに確認したわけではありませんが、例えば経済産業省などは、報告様式を定めて、省内の誤りの発生情報を一元的に収集して、再発防止の検討を行うというルールを定めているという御説明があったと記憶しておりますので、このように、各府省で明確にルールを定めて、その都度、事案ごとに再発防止の検討を行っていただくルールを定めていただいております。

それから、前回、篠専門委員から提出されたペーパーにも、対策情報の共有化という記

述がありましたが、政府全体で誤り発生情報の対策、どういう情報が起こっているかというようなこと、どういう端緒で見つまっているかとか、発生原因は何なのか、どういう再発防止策を講じたのかというような情報を、政府全体で集約して、各府省に共有して、全体の対応レベルを上げていくというような形のことも書かせていただいております。

続きまして2ポツ、行政利用の事前把握です。今回のヒアリングを通じて、統計作成部局が自ら作った統計がどのように利用されているかという把握が、政府内についてもなかなか行うのが難しいことが分かりました。

誤りが発見された場合に、その影響度を速やかに把握して対応するためには、あらかじめ政府内で誰がどのように使っているかという情報を把握しておくべきではないかと考えまして、統計作成者では難しいのですが、統計を利用する側の組織であるEBPM推進委員会の協力を得て、あらかじめ把握する仕組みを作ってはどうかということです。

各統計が何に使われているかというリストを作って、連絡先なりを把握しておき、実際に誤りが発見された場合は、そこに連絡するルールを作っておいてはどうかということで、このように書かせていただいております。

それから3番目、調査関係データの保存です。毎月勤労統計で過去に遡った再集計ができないことが問題になりまして、基幹統計の書面調査でも、改善が必要な点は幾つか見られましたので、このため、再集計に必要なデータの管理について、電子化とか適切な管理が可能となる措置を講じた上で、永年保存することをルール化してはどうかということで書かせていただいております。

あと、都道府県が持っている調査票の管理・保有をどうするかというのは課題だということが出てきておりましたので、触れさせていただいております。

3ページの下の方、3つ目の課題ですが、調査実施基盤の整備です。これまで説明させていただいたもろもろの対策を実行に移すために、体制整備について記述しております。

ヒアリングでは、統計の見直しを行う企画担当が弱体化しているという説明がありましたが、経済産業省や農林水産省などで、一般統計を作成する政策部局を支援する窓口を設置して、毎年100件とか200件の相談を受けて支援しているというようなお話がありましたので、そのようなものを念頭に置いて記述をさせていただきました。

まず体制の確保、1番のところですが、PDCA、分析審査担当、今まで御説明した体制を、所管統計の重要性、重さや数、調査実施回数等に応じて、各府省の統計幹事のもと、各府省及び総務省の関係するところに速やかに配置が必要ではないかと。ここについては「速やかに」ということにさせていただいております。

このほか、いろいろな対応をしていただいておりますので、統計幹事のもとに、社会経済情勢を反映した統計調査の抜本的な見直しや、対応する体制を作っていただきたいということを書かせていただいております。こちらは「計画的に」とさせていただいております。

それから調査担当におきましても、様々なチェックや履行確認といったやるべきことというのはいろいろ書いていますので、それに応じた体制の確保を行っていただきたいということを書かせていただいております。

最後に、統計は行政の合理的な意思決定の基盤となるものであり、上記を含め、その体

制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要があると書いております。今までずっと減ってきたという経緯もありますので、中長期的な視点で継続的にこういう体制は置いておく必要があるということを書かせていただいております。

次に括弧で、職員の育成のところです。基幹統計の中にも、統計業務の初任者だけで作成しているというものが幾つか見られております。一概にどの程度の年数が必要かというのを一律に決めることはなかなかできないのですが、一定の目安がないと、なかなか改善が進まないだろうということで書かせていただいております。

基幹統計については10年以上、一般統計については5年以上の業務経験を有する者を置いて、そのもとで行うことに最低限してはどうかということを書かせていただいております。ただ、一律には当然難しく、調査のそれぞれの難易度や重要度、民間事業者を相当活用しているといった場合など、いろいろあると思うのですが、仮に一定の目安を置くとして、基幹統計は10年以上、一般統計は5年以上を基本とするということで書かせていただいております。

次に、業務上得られる知識だけではなく、体系的な知識の習得も必要と考えられることから、研修の受講について記載をさせていただきます。

各府省は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させると。統計の初任者には原則としてオンライン研修等の初任者研修、各府省の中核的に育成することを想定している統計人材につきましては長期の研修や専門研修を積極的に受講させると。統計研修所の受講の受け入れの研修定員の確保や、各府省における代替要員の確保がないと、なかなか研修に出せないというようなこともありますので、そのようなことの環境も整備していく必要があるということを書かせていただいております。

次に、統計幹事とその下の体制ということで、参考3の資料を御覧いただきたいのですが、最後の方についている参考3で、横の棒グラフがあると思います。

これは、幹事の体制というのは、この会議で今まであまり議論になっていなかったのですが、先日、総務省の政策統括官室で調査をして把握がされましたので、参考に提出させていただきました。

統計幹事とその下の補佐体制ということで、審議官や課長級、更にその下の事務レベル、補佐以下ということで、どれぐらいの業務経験があるかということで、ヒアリングでは調査担当ごとのをとったのですが、幹事の総括的な部分はとっていなかったもので、別途、こういう調査が行われていたので、今回共有させていただきたいと思います。

幹事の方は、業務経験がない方が非常に多いということで、2年未満の方も多いということでありまして、その下の課長級や管理職など、事務レベルに行けば行くほど増えてくるということです。

一見すると非常に少ない感じがいたしまして、実際に少ないのだと思うのですが、統計をあまり行っていない役所にとっては、高いレベルのマネジメント能力に加えて統計業務の経験を有する者を必ずしも充てられないという事情があるのだと思います。実際に統計を行っていない役所にも統計幹事などが置かれていたりしますし、数本しか統計を行っていない役所にも置かれておりますので、そのようなことも踏まえてこういう数字だというよ

うに見る必要があるとは思いますが、少ないのは間違いないと考えます。

このような状況も踏まえて記述させていただいていますが、各府省の統計業務を総括して、統計委員会との連携強化の要となる統計幹事、及びその下の統計部門の総括体制については、まず組織マネジメント能力というのが重要だと思うのですが、これに加えて統計の知識・経験を有する者を充てることを考えなければいけないのではないかと。

一方、先ほど申し上げたように、統計が少なく、全然ないところもあると思いますが、統計幹事に統計に関する十分な知識を有する者を配置することが難しい府省については、補佐役的な人、統計技術的な見地から幹事をサポートできる体制を整備する必要があるのではないかとさせていただいております。

以上を踏まえて、「このため」と書いていますが、いろいろな体制、職員の育成をしていかなければいけないと書きましたが、全体を総括したような形で、各府省は人材を計画的に育成しなければならないということで、そうはいつでも、今おりませんので、直ちに置くということになると調査できなくなりますので、過渡期的には研修所のオンライン研修を受けに行くとか、外部というのは他府省の人も含めてということかと思うのですが、そういう人を受け入れたりするようなことで、いろいろなことで補完をしていくのだろうと考えております。

あと別の視点からで、「特に」と書いていますが、調査設計や集計や分析に高度な技術が必要とする重要な統計については、こういう全般的な話ではなく、当該調査に特に精通したスペシャリスト的な人を計画的に養成する必要があるのではないかと書いております。代表的に思い浮かぶのが内閣府のSNAや、総務省でいけばCPIとか、かなり算出が難しいものや、経済産業省でいうと生産動態統計とか、そういう非常にスキルの蓄積が必要で難しいような調査については、こういうことを意識してスペシャリストの育成ということも考えていくべきだと。現に、今申し上げたようなところにはいると思いますが、一般的にそういう方針を書いてはどうかと思います。

職員が積極的に知識・経験の取得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用の仕組みについても考えていかなければいけないということで、これは全般的な話です。

その下に、その他と記載してありますが、今まで主に各府省の体制の話でありましたが、議論の中で、統計局は専門機関でありますので、人材もそれなりにおりまして、統計センターもそうですが、そのようなところがもっと各府省を支援すべきだというお話が大分出たと思いますので、その関係でこのような記述をさせていただいております。

統計の専門機関である統計局、統計研究研修所、統計センターは、各府省の統計作成を積極的に支援していくと。支援・相談窓口の設置。先ほど、経済産業省や農林水産省は省内の窓口があるというお話をしましたが、そのようなところを置けない役所も多いと思いますので、主にそのようなところ向けということで、標本設計のやり方が分からないとか、そのような相談を受けられる窓口を統計局に置いてはどうかということ。

それから、各府省への人材派遣。なかなか内部で人材を育てられないというときに、統計局でいろいろな業務経験を持っている人を派遣してもらおうとか、統計局もそんなに、よ

そに出せるほどたくさんいるわけではないので、限度はあると思いますが、そのようなことを拡大していったらどうかということ。

それから研修生の受け入れですが、これは研修所の研修受け入れや、働きながら、業務経験を積みながら研修を受けさせるような、OJT的な研修生の受け入れなども考えていったらいいのではないかと考えております。

それから、そもそもの調査を共同で実施するとか、更に丸抱えで受託して調査するといった、各府省の体制の弱いところ向けのサポート的なことを、もっと統計局、研修所なりは行っていくべきだということを書かせていただいております。

その次に、都道府県の専任職員の話が部会で出たと思いますが、これまでずっと削減をされてきて、5年10%ぐらいの一律のペースで削減されてきておりますので、これまではアウトソーシングなどをどんどん進めて、業務は対応していたのですが、今後はなかなか、今までのようなペースでは難しいということと、調査環境がかなり悪化してきていて、調査員の高齢化や、先ほど言ったような調査員による不適切な調査への対応といったものも発生している。あと、今までは一律のペースで減ってきていますが、大規模調査の年に業務がばっと増えたりしますので、そういう業務の増減等も見ながら、対応できる体制を確保していく必要があるのではないかとということを書かせていただいております。

2番目ですが、情報システムの適正化。人のほかに、情報システムについても基盤として重要でありますので、書かせていただいております。

毎月勤労統計において、古いシステムが使われて、改修などに対応できる者が限られることが問題になりました。当方のヒアリングでも、大西専門委員からも、扱える人材が少ない言語を使っているとそのうち使えなくなる、今のうちにしっかり新しいシステムに移行することを考えるべきだという御指摘があったと思いますので、そのようなことを踏まえて記述をさせていただきます。

統計委員会ではほかに、文部科学省のシステムにおいても硬直的なのではないかというような指摘もあったと思いますので、そのようなものも含めて、旧式システムから脱却して、容易に改修ができるシステムへの移行を、早急かつ計画的に進めることが急務であると書かせていただいております。

あと、「その他」につきましては、今般の一斉点検の対応方針的なものを書いています。計画通り実施されていない調査について、計画どおりに行っていくという改善方法と、計画が実態に合っていないので計画を見直すという出口と、2種類が大きく分けてあると思うのですが、計画を変えることになった場合、数が多いので、そのときにどのように処理するかという方針なりを定めておくかということに記載してあります。

その処理の仕方も、まとめて行うのか、その都度行うのか、次回の調査の前にやればいいのか、いろいろあると思いますが、ここはそんなに議論がまだなされていないのですが、議論があった範囲で書かせていただいております。

①の公表遅延は、先ほど申し上げたような方針でどうかと。②の集計事項については、ニーズが認められない集計事項は計画から削除して、結果数値の精度や秘匿の観点から、集計してみたものの公表に適さないことが分かったような調査は計画から除外するとか、

とり方を見直すとか、その他必要が認められるものは速やかに集計すると。

③、調査対象の範囲、抽出方法、調査方法の変更につきましては、結果精度への影響の観点から、計画変更の必要性を検討する。④の公表方法につきましては、これは部会で議論があったと思うのですが、e-Stat等のインターネット公表をむしろ原則として、印刷物については補足的に、ニーズが認められるものを作ることにしてはどうかというような話があったと思いますので、その点を書かせていただいております。

最後にフォローアップということで、とりあえず1年後をめどにと。あまり早くても、まだ対策がなされていないものばかりであるとあれなので、とりあえず1年後ということで書かせていただいております。

あと、最後に書いていますが、これも篠専門委員のペーパーに書いてあったので記載をさせていただきましたが、今回いろいろ改善策を導入しますが、その効果も含めてフォローアップで検証して、コストに見合う効果、有効性が確認できないと思われるものは、中止を含めて検討するというようなことで記載しております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

本日、川崎委員からも、本件に係ります資料を提出していただいておりますので、御説明をお願いいたします。

○川崎委員 では、御説明させていただきます。今日、特に資料番号も付されていない紙が配られているかと思いますが、それについて御説明をさせていただきたいと思います。事務局から大変詳しい、丁寧な説明があった後で、また私がひとしきり御説明するので、せっかく発言をしたいと思われる方には大変申しわけないのですが、少々お時間をいただけたらと思います。

この内容に入ります前に1つ、この紙を作ろうと、このところ思い立って、昨夜になって提出してしまっただけで大変申しわけなかったのですが、そう思ったきっかけを1つ申し上げておきたいと思います。

実は、前回の部会で、いろいろなこれまでの審議結果のリストをいただきながらも、意見を出そうと思ったらみんな黙ってしまったところがありまして、私自身も発言しにくいと感じたところがあります。

それはなぜかと考えてみますと、これまで審議した内容の部品がたくさんあるのですが、それと全体を組み分けてどういうイメージにしていくのかという、そのイメージがつかめていなかったということがあるのではないかと思います。

その意味では、仕上げの審議取りまとめはどういうイメージで、どういう骨組みを持たせるのかという議論が一度必要ではないかと感じた次第です。そんな趣旨からこれをまとめました。したがって、全体をつなぐロジックですとか、あるいは一步離れた全体像を簡潔に言うのであればどうかということを述べようと思ったという趣旨です。

したがって、最終的な報告書の仕上がりとして考えなければいけないのは、ここに今回の資料3でお示しいただいた前文のような、全体のイメージ、理念をきちっと語ることが必要だと思うのですが、その上で、この資料3の中身の1番以降、これが本文に入るのだ

ろうと思います。

ただ、その本文の中では、あれこれをせよとか、こうすべきである、というだけではなく、できるだけ、なぜその対策が必要なのか、どのような観点から対策が必要なのかといったことを、少し丁寧に説明した方がいいのではないかと思います。それが本文の部分で、最後に、これは篠専門委員がおっしゃったこととも関係するのですが、これが全部、詳細な報告書があると、多分読んでもいただけないでしょうから、最後に何かアクションリストといいたいまいしょうか、ここで提言しているアクションを箇条書きのような形でまとめたものを、表にするなりして付けるというイメージの仕上がりを考えてはどうかと思っております。

ということで、それがこの紙を作成した背景にあります。したがって、できたら、例えばここに書いてあるような視点をベースに、皆様から御意見をいただいたらと思っております。

最初に、まずは全体のスタンスを数行で書かせていただいておりますが、実はこの点検検証部会で何をまとめたらいいかということが、10回のワーキンググループをやりますと、だんだん木を見て森を見ずになったところもあるかという感じが、私自身しております。

そういう意味で考えますのは、この議論の当初は再発防止ということが切り口だったのですが、全体としては統計の品質向上ということが大きな主眼ではないかと。それを前面に出して報告をまとめていくといいのではないかと。

そういう意味では、取りまとめのタイトルも、点検結果ということ以上に、更に品質向上を目指して何をするのかということを示すようなスタンスが必要ではないかと考えます。

ただし、この場合に、「品質」という言葉はいろいろな意味で誤解も生まれやすい言葉なので、国際的に共通した概念として捉える必要があるだろうと。ややもすると、統計の品質というのと統計の精度ということでは捉えられがちですが、実は統計利用者にとっての利便性とか、公表の適時性といった、更に幅広い概念でもあるので、その辺の考え方に基づいているのだということも明示する必要があるだろうと思います。

このようなことを念頭に置きまして、これまでワーキンググループでかなり詳細に及び、その中でいろいろな観点の問題の発見や、あるいは対策の提案がありましたので、そのようなものをどう整理したらいいかというので、私なりに整理したものが以下の7点です。

これはあくまでもたたき台としてお示ししておりますので、このようなことに対して、ここは欠けているとか、ここは曖昧だという御意見を是非委員の皆様からいただいて、そのようなものを最終報告にまとめていってはどうかという趣旨で、ここに挙げさせていただいております。

そういう観点から、1番から7番まで簡単に申し上げますと、読んで字のごとしであるのですが、1つは、品質はプロセスで作り込むということが大事ではないかと。これは私自身の主張ですが、頭に置く必要があるのではないかと。

よく、世の議論を見ますと、徹底的に問題が起こったものを再評価するとか、あるいは問題が起こっていないか全部を点検するべきだという御議論があります。

この点検検証も、確かにそういう観点に近いところで、全てを一度総なめしようということで行っておりますが、これは、全てを外部から監査・評価することには限界があるので、これは民間の、特に製造業などでの品質管理でもよく言われることですが、品質はプロセスの中で作り込む。その中で管理しているのが、一番厳格な管理ができるのだということが言われますので、その中の品質保証の仕組みを作っていく、そのための注力をしていくことが効果的であろうということが大前提ではないかと思えます。

そのための方法として、2番にありますのが、継続的なPDCAサイクルを回すということです。これは、これまでも、先ほどの事務局からの説明の中にも入っていた、いの一の事項であると思えます。

その大前提で、一番我々が今回の審議で困ったのは③のところで、業務記録の保存が、実は意外と十分でなかったりするということがありますので、これは当たり前のことですが、このことを徹底する。もちろん、業務量とのバランスはあるのですが、こことここは絶対外せないというようなことを、もう少ししっかり強調していく必要があるのではないかと思えます。

それから4番目ですが、これも先ほどの事務局の説明の後半の方に特にありましたが、府省間でノウハウ、リソースの共有というのが非常に大事ではないかということであろうかと思えます。

現在の政府の統計体制は、かなり諸外国と比べても少ないところもありますので、既存のものをいかに有効利用するかということがあるかと思えます。そして、府省によっては、そもそもその統計を専門として作っているわけではない、かなり小さな組織しか持っていないところもありますので、そういうところは他府省のノウハウやリソースをうまく活用することが必要であろうと思えます。

それから5番目に、統計の結果を提供しなければいけないというのは、統計を作成する以上は当然のこととして、一応、各府省とも確認しているのですが、品質の情報をもっと積極的に開示するということが大事ではないかということです。

これは、先ほども事務局からの説明の中に、川口専門委員からの御発言として、とにかくもっと、例えば2次利用が進めば、もっとエラーの発見も早くなるのではないかというようなこともありました。ですから、このような統計の仕様や品質に関する情報を開示することが、非常に重要だという認識を持つ必要があると。

これは、ユーザーの利便性のためということと同時に、統計の信頼確保ということで、食料品などでも品質表示がされていますが、あれと同じように、統計の品質表示があると安心して使えるということもあるので、これは利用者のためでありながら、同時に作成者のためでもあるという認識で行っていただく必要があるのではないかと考えます。

それから6番目に大事なものは、この1から5までのことを行っていくのは、お題目は簡単ですが、業務体制の整備が何よりも大事だということで、そのための人材、組織、体制を整備するということであろうかと思えます。

最後に7番目ですが、実はガバナンスが欠けている、ガバナンスの確立が必要だというのは、いろいろな問題が起こるとよく言われる言葉ですが、これは何をやったらいいので

しょうかというのがすごく分かりにくいと思います。

それを具体的に言うのであれば、今の1から6までのことを確実に実行する、それを保証するために、トップマネジメントが責任を持って取り組むということで、それがうまく行われているのかを確認して保証するのがトップマネジメントの役割だというようなことを認識していただいて、その取組が外部にも分かるように、可視化できるようにして取り組んでいただくというのが大事ではないかと思います。

ということで、このようなところが私なりの、やや乱暴なところもあるかもしれませんが、これまで10回のワーキンググループでの審議でいろいろ出てきた御意見を、どこかにこの中に落ちるのではないかということで、柱を作らせていただきました。

このままの項目で目次を立てるのがいいかどうかというのは、もう少し検討が必要かと思いますが、是非、この整理でいいか、あるいは、ここはもっとこんなことを入れたらいいのではないかというようなことを、委員の方々から御意見をいただいて、この資料3と、それから私の提案させていただいたものを併せて審議していただいたらどうかということで提案させていただきました。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

今、川崎委員からお示いただいた視点で結構クリアになったというか、資料3の方は議論で出てきた内容をステップごとに整理したのですが、その背景にありますフィロソフィーというか、基本的な概念というものを川崎委員の視点でまとめていただいたので、結構クリアになるのではないかという印象を私は持ったわけですが、皆様からも、川崎委員に御提示いただいたこのフィロソフィーに、この点は強調した方がいいとかいう重視するポイント、もっとこういう点があった方がいいとか、ここの点はまとめられるのではないかというような御意見、あるいは、資料3で示されています細かい点について、この点は抜けているのでこの点を追加した方がいいとか、あるいはこういう書きぶりの方がいいとか、様々な御意見がとおりになると思うのですが、そのようなものがありましたら、是非、この場で御意見をいただければと思います。いかがでしょう。

では、大西専門委員。

○大西専門委員 このフィロソフィーのところに関しては、おっしゃるとおりと申しますか、まさにというところでうなずいているところとして、それに拡充していくという観点におきましては、今の再発防止という短期的な、と申しますか、今行っていることを正しくやらなければいけないという話と、大切なのが、あるべき姿というか、どういう形に中長期的にしていけばいいかという視座がとても必要だと思っていまして、例えば基幹統計だけで甲様式、丙様式、丁様式とか、そういうのが400ぐらいあったりして、使われている用語が各府省ばらばらで微妙にずれていて、各府省のデータを横断的にマッシュアップして使いたいというときに、微妙に範囲がずれていたり、言葉がずれていたりということがあったり、利用者の目線としては非常に使いにくいところがあったり、あるいは、ダウンロードが、予算で単純に割っただけでも数十万かかる。1件ダウンロードするのに数十万かかるような統計があったりして、これって本当に必要性とか活用性ってどうだったか

という評価であったり、そのような、この時代の統計のあるべき姿というものに、どう目指していくのかみたいなことは。

その上で、まさに川崎委員がいつも言っている利活用をどう進めるかという観点で、中長期的な目指すべきところがあって、今この点検を行うのだと。まずその正確性なり、正しくやることはやるといったような視座が、多く書く必要はないと思うのですが、一応そういう方向感というか、中長期の姿があった方がいいかと思いました。

というのが1点と、川崎委員の資料の、まさに品質をプロセスに作り込むというのがとても重要だと思っていて、今回、全部、問題というか指摘事項として上がってきたものは、計画して行っていないとか、もしくは正しくプログラミングをしていないとか、ミスをする、大きくいうとこの2つに集約されていて、これを書くだけではなかなか担保ができないと思っていて、こういうことこそシステム化というか、またそれを紙で行うのではなくて、例えばいつまでに出しますと言ったら、その1週間前にアラートが上がる仕組みを共通で作っておいて、各府省が、あれも書面を作ってこれも作って、ではなくて、なるべくワンファクト・ワンプレースで、1個入れた情報を共有して、それを、その統計に対してどういうステータスで、どのように進行していてといったものを可視化して、何か問題がないかとか、遅れていないかというのが、まさに評価できるような、そのような仕組みが必要ではないかと思えます。

このフォローアップを、また1年後にこれを紙で行うのかと言ったら、それだと進化していかないと思えますし、職員の方々の負担もものすごく重く重く思えますので、何か仕掛けとして、仕組みとしてそのようなものを管理できるような仕組みがないといけないのではないかと。品質をプロセスに作り込むというのは、ICT等を使って、なるべく、人が忘れることがないようにサポートするようなことを行っていないと、体制を作るというだけではなかなか。それもとても重要なことではあると思うのですが、仕組みが有効だと思えます。

それをまた、紙というかワードで行うと、あり・なしと両方とも○を付けたりすると、「どっち？」と、またそれを一回一回確認するのかとか、ワード、エクセルって基本的に何とでも書けてしまうので、後で集計をとろうとすると、データの的に扱うのがとても難しくなるので、そこはシステム化を検討した方がいいのではないかと思いました。

あと、資料3の細かいところで指摘がありまして、これはもうフィロソフィーの話とは全然、具体の話で、4ページ目の、「毎月勤労統計において」とあるのですが、これは毎月勤労統計だけではなくて、複数でそのような、コボルとかフォートランを使った、プログラムに実際コードを書いてある業種を抽出するとか、そのようなことを行っているの、それで書き間違えてしまったとか、抽出できていなかったというのがありまして、これは毎月勤労統計だけではなく、ある部分のシステムは、そういう古いプログラム言語を使って抽出されているものがあるということで、「等において」の方が正しいかと思えます。

あと、公表方法が5ページ目にあるのですが、こちら、セルを結合したりとか、印刷物、ニーズがあるものはそのようにやればいいのかと思うのですが、民間でデータを取り込んで、自社のデータとマッシュアップして使いたいといったときに、エクセルなどでセルを

結合してくっつけてしまっていると、それを一個一個とったりしないといけないことになるので、マシンリーダブルというか、目で見るといのは、必要なものはそのようにやればいいと思うのですが、基本的にはCSVをベースにして、基本的にデータをダウンロードして、自社データや他社データで、他の府省のオープンデータと結び付けて使えるように、逆にそこでまたミスが入ったりしますので、できる限りそのような発想で行っていただけるといいかと思います。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

では事務局、お願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 御意見ありがとうございます。まさに、情報を集めるときの様式が大事だということは、個人的に特に痛感しております。連休が全部それで潰れたという経験がありまして、10連休を体感できなかったということで、そこは工夫してまいりたいと思います。

それから、今御指摘のあった点ですが、4ページの情報システムの適正化のところ、毎月勤労統計は、まさに発端になった例で書かせていただいておりますので、表現ぶりは変更させていただきたいと思います。

それから、公表する際の、ここでは電子的に公表ということにとどまっているのですが、まさに、どのようなフォーマットで出していくかということは、これは実は昔から指摘があるところでありまして、PDFで非常に使いにくいので変更ということは長く言われて、そこについては大きく手を打ってきているところではあります。まだまだ不十分どころがありまして、どうやってそこを近代化というか、現代化していくかということは大きな課題ですので、その視点は、ICTの活用という箇所が一番親和性があるかもしれませんが、どこかにまた追加させていただきたいと思います。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありますか。西専門委員。

○西専門委員 ありがとうございます。先ほど川崎委員が出していただいた紙の方で、少しフィロソフィーのお話があったのですが、あとは大西専門委員から、あるべき姿の設定というところで、少し抽象度の高い話にはなるのですが、品質が担保された状態というのは何かというのを、きちんと定義の中に入れておくべきかと思いました。

例えばISOの規格で、ISO27001の例等では、情報セキュリティとは何かというと、「情報の完全性、可用性、機密性を担保する」という定義があります。これを統計に置き替えると何だろうと考えたときに、「正しく、早く、使いやすく」というのが大きなコンセプトになるのではないかと思います。

そのようなところを実現できるように、今回いろいろ再発防止策が出てきておりますが、多分、取捨選択も場合によってはしていかなければいけないケースがあるのかと思っております。そのような際に、これは正確性に寄与するのかとか、スピードに貢献するのか、あとは利活用にきちんと貢献するものなのかといった視点で精査ができていくと良いのかと

思いました。

その際、各府省の方々の手間というのにもかかってきて、それがすなわちコスト増に直結するというようなケースもありますので、あと、実際の実現性、府省の方々が皆様やれるのかどうかという視点で、是非、施策を検討していけるといいのかと思いました。

あとは、資料3の中で個別に書かれているものについてですが、冒頭のところで、1枚目の部分で、統計プロセスの適正化のところの2番に当たる部分で、「承認後の状況変化に対応し得る適正な幅を持った記載を許容して」というところですが、今回の点検検証の結果で、特に一般統計の部分では、よかれと思って、例えば標本の考え方を変えているという例も非常に多かったと思っています。事後的に良い取組を後押しするためというところにおいても、この辺は是非積極的に推進をしていただいた方が、各省の方々も積極的により良い方向へというアクションにつながりやすいのかと思いましたので、再発防止もそうですが、品質をより良くするためというところでは、是非こども、きちんと進めていけると良いのかと思いました。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。川口専門委員。

○川口専門委員 2次利用の拡大について、意見を取り入れていただいて本当にありがとうございます。今まで、誤りの発見が早まるということを申し上げてきたのですが、そのみならず、設計や集計方法の改善等に向けて、外部の研究者が結果を出すことによって貢献していける部分というのものもあるのではないかと考えておりますので、是非、促進していただきたいと思えます。

それで、今、2ページの8のところに書いてある、促進のための方法として、オンサイト施設の拡大ということが挙げられているわけですが、それに加えて、現行の、数度、統計法が改正されて、研究者など外部の者がデータへアクセスしやすいような趣旨の法改正が重ねられてきたのですが、実際に利用申請を行うとなると、ガイドラインに従った審査というのを受けておまして、それが、例えば一つ一つの変数全てについて、なぜこの利用が必要なのかということを説明申し上げるとか、研究内容の詳細な部分に関して、実際にレビューをしていただいて、本当にこのデータが必要なのかということを理解していただくというような形になっておまして、審査する側にとっても、される側にとっても、非常に負担が重たいプロセスになってしまっているという現状があると思えます。

ですので、統計法改正の趣旨も踏まえまして、このガイドラインに関しても見直していくことが必要ではないかと考えております。

それで、これは研究者の側も、あるいは民間企業の方もということだと思っておりますが、限られたリソースの中で、いかに品質を向上していくかという観点から考えたときに、本当に政府の中のリソースだけを使って、その改善を図っていくという考え方なのか、もう少しオープンな形で、外部のリソースも使いながら品質を改善していくという考え方をするのか、その辺の整理というののもあってもよいのかと思いました。

これが1つ目の点でありまして、あと2つ、申し上げたいことがあります。

2点目は、3ページ目のⅡ、3ポツの、調査関係データの保存の部分ですが、今回のこの部会の審議を通じて明らかになりましたのは、この再集計が、何かあったときにもう一回集計できるということを確保することが重要だということだと思っております。「必要なデータの保存ルールを整備」という形の表現になっておりまして、ここには、「データ」と言ったときに、調査票情報だけではなくて、その他の周りの周辺情報というものも入っているのだということが明らかになってきたかとも思います。

また、民間委託で、業務委託で実際に統計の集計が行われているといったケースも多いという中で、審議の中で、必ずしも集計のプログラム等が委託元の府省に提供されているとも限らないということが判明したという部分もあったかと思っております。ですので、そのような部分が、仕様あるいは契約で担保されるような形の対応を考えていく必要があるのではないかと思います。

あと、最後の点ですが、職員の育成です。4ページのところで、これは先ほどの、どこのリソースを使って行うのかという論点とも係るのですが、外部人材の受け入れということが書いてあるわけです。各府省における職員の育成の4つ目のポツのところです。

ここは、「過渡期には」という限定がついた上で、「外部人材の受け入れにより補完」というように書いてあるのですが、プロジェクトの種類によっては、過渡期でなくても外部人材を受け入れるというようなことが必要な部分というのものもあるのではないかと思いますので、必ずしも、この「外部人材」という言葉に「過渡期」という言葉をかける必要もないのではないかと思います。

それで、外部人材を引き受けるということを考えたときに、当然、今、統計部局の中で働いている専門職員の方が、外部に出ていってしまうということも同時にあり得るわけで、ここの最後のところで人事運用ということが書いてあるわけですが、優秀な人材が統計作成に係るのは非常に重要なことだと思いますので、ここは「人事運用」というぼやっとした書き方になっているのですが、しっかりとした処遇が確保されるような検討も必要ではないかと思います。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。ほとんど、議論してきた内容を改めてということなので、新たに追加する点はあまりないかもしれませんが。

川崎委員。

○川崎委員 ほかの方がお考えになっている間に、隙間を利用して。これまで出たコメントも含めて、こんなことも確かにしっかり書いたらいいと思ったのは、1つは、最初の大西専門委員からの御指摘で、ITが重要だということで、確かにいろいろな改善の基礎になるのがITなので、その辺のことも、全体、どこにも入れた方がいいと思います。

その中でも特に大事なのは、先ほどの4ページ目の、各府省における職員の養成のところの中に、ICTの関係も基礎として入っているということを明示しておくことが必要ではないかということを感じましたので、ここは申し添えたいと思います。

それから、これまでの統計利用を進めていくことの大切さというのは、川口専門委員も

おっしゃいましたし、また先ほどの大西専門委員の御発言の中にも、集計結果の利用の方でもありましたが、私自身も、例えば今回の一般統計の事例を見ても感じるのですが、ウェブサイトを見ても、情報が丁寧に載っておらず、あっても、それこそPDFでしか載っていないとか、更にいえば、調査方法などもあまり丁寧に書いていないものがたくさんあります。

これは、あまり中期課題とかいうことではなくて、できるだけ早く直していただく。要するに、これはプライオリティの問題ですが、是非その辺は早急に取り組んでいただきたいというのが1点です。

それからもう1点、これでおしまいにしますが、現在の資料3の項目の配列順には、やや違和感を私は持っておりまして、といいますのは、1ページ目のIの中の2番目の、承認審査重点化というのは、これはこの一番のトップの方に来る項目ではなくて、むしろ全体を支える仕組みなので、もう少し後ろなのだろうと思います。

そういうような項目のメリハリといいますか、流れの順番があるのかと思うので、ここはもう少し、2番の項目に限らず、並べ替えを考えた方がいいのかと思います。

その上で、この2番の項目については、どういう項目を審査するかとかいうことが一つ論点になっているわけですが、私自身、今回のいろいろな統計の問題を見て痛切に感じるのは、言葉の曖昧さです。

それは何かというと、「調査の対象」という言葉で大体ひとくくりで言われているのですが、これがものすごく曖昧です。母集団であったり標本であったり、あるいは実際に調査の回答をした人であったり、というようなことがあります。

そこで、できるだけこの審査の中でも、あるいは審査と同様に、統計のスペックを説明する資料の中に、母集団とは何か、標本とは何か、調査の単位とは何かといったこと、それは、母集団はいつの時点に関するものなのか、何の資料を使っているのか、それをとにかくどいぐらい徹底して明記していただくということを、審査の中でも入れていただき、それから結果の公表の中にも入れていただくということをしていったらどうかと思います。これは、議論の中で少し出たことではあるのですが、改めて、漏れないようにと思って申し上げました。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

○永島総務省統計委員会担当室次長 今聞き落としたのかもかもしれませんが、最初にいただいた、職員の育成のところ、ICTは基礎だという御発言がありましたが、意味合いが分からなかったのもう少し教えていただければと。

○川崎委員 はい。ICTが基礎だというのは、統計技術の一部だということを、もう少しはっきり入れてほしいということです。

つまり、今はデータサイエンティストという人たちもそうですが、結局は統計学だけではなくて、情報技術もセットで、例えば統計パッケージとか、そういうソフトも使いこなせて当然でもありますし、データベース管理といったことも当然必要ですので、その辺がブラックボックス化しやすい。それを避けるためにも人材はしっかり育てなければいけな

いということを申し上げたかった。

○永島総務省統計委員会担当室次長 分かりました。

○河井部会長 では嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 委員の皆様のお話を伺っていて、点検検証部会の1つの成果として、第1次再発防止策を出すということですが、何の再発防止なのか疑問をもちました。

要するに、我々が点検検証してきたことは何だったのかということは、今日の資料2-2にあるような、影響度を設定したときに我々はその背景、すなわち原因や要因を事細かく見てきました。それらを踏まえて再発防止を提案することになります。

川崎委員の今の御発言にもあったのですが、この原案を再発防止策として見たときに、本当に点検検証部会の検証のプロセスに合っているのか。要因あるいは原因として何に注目したのか、実際にはいろいろな水準のものが出てきたわけですが、この4点はそれらを踏まえて、我々が議論した結果にあたります。果たしてこの議論に加わっていなかった方たちが、この再発防止策を手になさったときに、点検検証部会での大変な作業を理解していただけるのか不安があります。

絵に描いた餅のようなきれいな再発防止策になってしまっているのではないかと思います。もう少し具体的な話から始まって、より具体的なことから説明してはどうでしょうか。原案ではフィロソフィーの部分が前面に出過ぎているような印象を持ちました。第1次再発防止策というタイトルの文書として公表するのであればということです。

○河井部会長 おっしゃることはすごくよく分かるのですが、なかなか難しいというか、どのようにして折り合いを付けるか。

どうぞ。

○川崎委員 今回の御指摘の、分かりやすさってすごく大事だと思いながら伺いました。私も、いきなり大上段にフィロソフィー的な、骨子的なことばかりを言い過ぎたのかという反省も半分込めて申し上げますが、今のお話からすると、もう1つは、このフィロソフィーなり全体像みたいなものは、どちらかというとも必ずしも短期ではない、中期の目標みたいなことを含んでいると思うので、まずとりあえず取り組むべき最優先の課題みたいなものと、要するに当面の取組と、中期の課題、さらには長期の課題というのは分けていく必要があるのだろうと思うのです。

特に短期のところは、こんな問題があったから、こんなことを絶対にしなければいけない、とかいう具体的な書き方をしなければいけないのだろうと思うので、今の点は確かに、何らかの形で盛り込まなければいけないことなのかと、私は感じました。

○河井部会長 そうですね。確かに、我々は内容が分かっていますから、具体的なものがイメージできますが、初めて御覧になる方がこれを見て納得していただけるかどうかということは大事なことだと思いますので、それがどういうふううまく。

フィロソフィーも大事ですし、具体的なケースというのも大事なもので、それをうまくまとめるまとめ方は工夫する必要があるのではないかと思います。

では、西郷部会長代理。

○西郷部会長代理 今、嶋崎委員のお話などを伺っていて、再発防止策というからには、

何か即効性のあるものというのをイメージされる場合が多いのではないかと思います。

この部会のまとめでも、重要度に応じて、ミスとかそういうものの軽重というのを順位付けたというのがありますので、まずは、この再発防止策という表題のもとにまとめられるべきものというのは、今すぐに手を打っておかないと、重大な間違いに結びつきそうなものというのを、最初にターゲットにするとか片づけて、将来の品質改善とか、そういうものに結びつくような、体制をまず整える。ミスがないような体制をまず整えて、その体制が整った後で、将来もっと全般的な品質を向上させるというような形の書き方にするべきなのかと、私は今思いました。

○河井部会長 ありがとうございます。

○大西専門委員 今のお話で、これらも初めて分かったことがたくさんあったと思うのです。各府省の皆様にもすごく御苦労いただいて、出していただいて、中には、問題と言われていても、それって改善されていたりというものがあったり、それをまず今回明るみに出したという中で、これとこれをブリッジする何かがあるか、もしくは、これはこれとしてあって、これを踏まえてこっち、というようにしないと、おっしゃるとおり、これだけ出てきても、何か似たようなものが出てきた、と思われるのは、本当に嶋崎委員のおっしゃるとおりだと思いますので、その辺、出し方の工夫は絶対必要かというように。改めて俯瞰して見たところ、こういうことが分かりました、それでこちら、というような順番とか、それが無いといけないかと感じました。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。西専門委員、どうぞ。

○西専門委員 私自身も、木を見て森を見ずというか、そういう議論を少し助長してしまった面も反省しておりまして、嶋崎委員のお話にあったとおり、何のための再発防止策かというところは是非明確にしたいと思いました。

それで、再発を防ぐ。何の再発を防ぐのかというところで、今まで議論してきたところとしては、切り分けてというお話もありましたが、基幹統計、一般統計と調査をしてきて、影響度の大きいもの、例えばⅢとかⅣというものが挙げられていたりすると思いますが、このような事案で、どのようなもの、問題としてしまうのかどうかというところはありますが、この中で起きている事象をピックアップしてみて、その起きている事象を防ぐために、今回再発防止策を打っていくのだというようなつなげ方も、一つ、案としてはあるのではないかと思います。そのための点検検証結果であったのだろうと考えます。

あと、よくBPRという、業務改善の視点でも、皆様のお話にもありましたが、対策はよく取組の優先順位の考え方というのが、影響度、重要度という軸と、あと取組の容易性というところで、今回、影響範囲が大きかったというところで、簡単なものからだけ行うのかというと、そういうわけにはいかないとは思っているのですが、是非、そのような観点で施策の重要性というところも、ある程度重要度を付けていくというところができるといいのではないかと思います。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

宿題ができてしまいました。

では、皆様の御意見、うまくまとめられるか、あと1週間ですね、来週が部会になりますので1週間どこまで、今いただいた意見を反映させた形でできるかもしれませんが、努力目標というか、努力をして、皆様に次の対案を挙げさせていただければと思います。

では、もし何か追加して、この点もということがありましたら、後ほどでもよろしいので事務局の方に御連絡をいただければと思います。もう1つ案件がありますので、そちらの方に移らせていただきたいと思います。

ただ、今後の予定ですが、今回の部会で第1次再発防止策を、素案の形の取りまとめを行います。その素案につきました了承が得られましたら、それを統計委員会に報告するという形をとりたいと思っております。

あと残っている案件は、今後の重点審議の対象について。前回議論していただいたのは、こういう要件を満たしているものを選べばいいのではないかと、御意見をいただいたわけですが、それを具体化する必要がありますので、具体化したものが資料4になります。その資料4を、事務局から御説明をお願いいたします。

**○永島総務省統計委員会担当室次長** それでは、資料4について事務局から御説明いたします。部会長の御指示をいただきまして、適宜御相談を重ねてまとめたものです。

重点審議の対象の候補ということで、主に前回の議論を中心にまとめております。

まず、前回、共通的な視点として、実際の重点審議の審議対象を決めるに当たっては、影響度や利用度ということを加味して絞り込みを考えていくべきではないかと、複数の方からこのような御意見をいただきました。

実際の具体的なものですが、具体の統計名が挙がるケースと、テーマという形で挙がっているケースがありました。

まず、ワーキングの最終回でも、座長の方から、部会で継続審議ということで名前が挙がっていた毎月勤労統計調査。これは候補として挙がっております。

それから、前回、西専門委員からお話がありましたが、システム関連のドキュメントの整備状況が悪いものは、もう少し見ていく必要があるということでした。これは、ワーキングのヒアリングでの毎月勤労統計の例を出されて御提案があったものでありまして、逆に言えば、毎月勤労統計を掘り下げるとまた見えてくる課題かと認識しています。

3つ目ですが、調査対象や調査手法の変更が多く、システム変更等の対応がその結果追いついていかないというものが見られて、これは問題点ではないかという御指摘がありました。これについて、具体のヒアリングの中で出てきたものは、毎月勤労統計や学校基本統計などがありました。

4点目は、候補というよりはリマークとしていただいたものでありまして、賃金構造基本統計調査については、どう考えていくのかということで、これについてはほかの部会――多分、人口・社会統計部会だと思いますが、あるいは本委員会での審議状況というものもあるので、それとの関連を見ながら判断が必要であるというお話がありました。

5点目ですが、これは複数の方からいただいたものをまとめておりますが、統計の作成プロセス、いろいろな組織が絡んでくるということが今回見られましたが、その組織の範

困や種類が多い場合に、その結果、履行確認が手薄になるというものがあると問題ではないかということ。前回、篠専門委員からペーパーをいただきましたが、そこでは、作業のつなぎ目みたいところでミスが起こることが多いので注意が必要という御指摘がありましたが、そこにも通じるお話かと考えております。これについては、具体例として、ヒアリングの中で顕著に見られたものが人口動態統計で、都道府県からの報告漏れが、今回たまたま多数報告されて発見されているということも併せて報告がありましたので、この事例に近いのかと考えております。

次に、これは前回川口専門委員からいただいたかと思いますが、政策部局が作成しているもので、特に人数も少なく、民間事業者への依存度が大きいもの、という御指摘がありました。これは基幹統計で例に当てはめてみましたところ、政策部局という、統計の各省のメインのところ以外で作っているものが、実は6本ありました。ただ、多くは民間事業者を使っている、集計の部分だけに使っているものでありまして、それ以外ということで見ますと、実はそこに例として書いている2つしかなかったということで、2つ挙げさせていただいております。法人土地・建物基本調査、それから経済産業省特定業種石油等消費統計の2つが、この条件に該当したということです。

ただ、補足的に申し上げますと、ヒアリングの過程で、この2調査については、委託事業者への履行確認というものは、ガイドラインに沿ってほぼフルスペックで行われているということが確認されたということがあります。

最後の点ですが、これはワーキングの議論を踏まえて、部会長から御指摘をいただいて入れておりますが、最適なデータの保存、先ほど来、データの保存が大事だという御意見がまた出ておりましたが、そのような観点からさらなる審議が必要なものではないかという、テーマとして挙げたものですが、実際のヒアリングの場面では、この観点で一番審議が行われたものが港湾調査だったかということで、例として挙げさせていただいております。

以上が、基幹統計について前回の議論をまとめたところです。

そのほか、今日、一般統計について、また情報提供がありましたが、先ほどの審議の中で、部会長からは、最低賃金に関する実態調査、それから労務費率調査については今後も審議が必要ということで、重点審議の対象とするというお話があって、決定いただいたかと思いますが、そのほかにあるかどうかという視点です。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

本件につきましては、6月以降審議に入って、遅くとも秋には決着を付ける必要があると思います。重点として審議するということでもありますので、大体5とか6ぐらいが限度ではないかと思いますが、候補のアイディアというのは前回いただいて、こちらの資料4にまとめておりますので、今回は絞り込みですね、具体的にどれを選んだらいいのかということに関して、御意見をいただければと思います。最終的な決定は次回の部会で決定したいと思いますが、今日は御意見をいただければと思います。

その上で、我々のこれまでの議論の中では、まず毎月勤労統計は行うべきではないかと

というのが、これまでの議論で出ていたと思います。あと、先ほど議論しました一般統計調査の2調査、資料2-1の復元推計を行っていなかった調査で、これは本当に大丈夫かという不安があるということなので、この2調査については更に突っ込んでヒアリング等を行うべきではないかと、先ほど意見を述べたと思います。

それ以外は、学校基本統計や賃金構造基本調査、人口動態統計調査等、あと港湾調査が出ておりますが、いかがでしょう。何か御意見ありますか。これを挙げた方がいいと。

○大西専門委員 M E C Eではないというか、いろいろな属性や特徴で絞って行って、こうと、本当は全体の中からやりたい気持ちはとてもあるのですが、やれることも限られているということなので、今ここで挙がっているのは全て事業者向けの調査ではないかと。もしくは学校ですね。

民間事業者向けに行うのと、個人に向けて行うものと、そこでまた違いが出るのであれば、そのようなものも何か1つ選ぶのもありではないかと、これだけ見て感じました。

以上、意見です。

○河井部会長 これは何か、個人向けの調査で何か当たるものはなかったでしょうか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ここに挙がっているものは、確かに自治体あるいはビジネスの方を対象としているものになっております。世帯向けは、結果的にはここには挙がっておりませんが、事務局からのお願いは、重点を選ぶ場合に、何を聞くかも決めていただかないと、事前にどう準備していいかということもありますので、そこを含めて御意見を賜れば幸いです。

○河井部会長 ほかはいかがでしょう。西郷部会長代理。

○西郷部会長代理 どれを選ぶという観点ではないのですが、港湾調査に関しては、これから部会で審議するということがあるので、通常の一部会との役割分担というものを考えていった方がいいのかと。

そうすると、例えば港湾調査に関しては、適切なデータの保存の観点から云々というところは、通常の一部会の方の議題に入れていただいて、こちらでは扱わないというような形もとれるかと思えます。

○河井部会長 ほかにいかがでしょう。

関与する組織の数が多くてミスが発生しやすいというのは、先ほどのプロセスの問題でも幾つか議論になったので、それは幾つもあると思うのですが、このようなものも挙げるといいのではないかと私は思いますが、いかがでしょう。審査の段階で出てきたのは人口動態統計調査ということになります。

学校基本調査も、統計委員会では結構話題になったといいますか、問題になった調査でもありますし、これも、どういうプロセスで行っているのかというのは、興味もあるというか、改善の余地というのは随分あるのではないかという気はいたします。

○川崎委員 なかなか、どれをとというのは本当に悩むところですが、確かに今、部会長がおっしゃったように、これまでの審議の中でも、特にこの部会に限らず、ほかの委員会審議の中でも話題になったようなところで、一つ、私が非常に気になるのは、今おっしゃった学校基本調査ですが、システムの機動力がなかなかないようなことも聞きますので、そ

のようなところは一つ、その統計自体の課題ということと併せて、もう少し幅広い課題を洗い出すという意味で、挙げていただいたらいいのではないかと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今決めろと言ってもすぐには決まらないと思いますので、我々からの提案といいますか、前回の議論で出てきたポイントで整理するとこんなものがあるのではないかということですが、次回、最終的に決めるとして、考えて、後で思いついて、これもあったのではないかということがありましたら、また事務局の方に御連絡いただければ、次回、結論を出すときの題材として出させていただきますので、是非、後でもいいので御意見をいただければと思います。

これで一応全て議論は終わったのですかね。

○川崎委員 1点だけ。議論がまとまったところで一言だけお願い、提案ですが、先ほど嶋崎委員が御指摘になった、再発防止としての即効性の話というのは、あまりこの場で議論していないと思うのです。ですから、この後のまとめのスケジュールを考えると、部会の開催回数が少ないことを考えると、是非、各委員からも意見を、例えば事務局にメールで送っていただくなどしていただくといいのではないかと。

具体的に言えば、例えば資料3にあるようなものの中で、これは即効性があるから特に再発防止策の中で優先度を高く述べていこうとか、そのような提案をいただいていた方が、多分、部会長に全部一任というわけにもいかないの、いいのではないかと思うので、私自身も考えて、何かメモを提出するようになりたいと思うのですが、もし可能でしたら、お時間の許す範囲で、他の委員の方もそうしていただいたらどうかというのが、私からの提案です。

○河井部会長 大変ありがとうございます。そうしていただけると、次回、それは違うのではないかというのがなくなるので、あらかじめ皆様から、嶋崎委員及び西専門委員からも出てきましたが、容易性というか、即効性というか、そういう時間の観点、長期とか短期とかいう観点が、確かに今まではあまり議論されなかったもので、その辺についての御意見を事務局の方に送っていただければ、それを反映させた形で、次回、御提案できると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 では、部会長の御指示を受けて、事務局でまた作業をさせていただきます。いろいろ御指摘を踏まえて、案を作らせていただきます。

来週、素案を決めて、その後は「素案」を取った防止策ということになりますので、どの段階で反映させるかというのはあると思います。来週までに取り入れるものと、素案ではなくて最終的なものを作る段階で取り入れるものと、そこも含めて検討させていただきたいと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれまでといたします。次回の部会では、再発防止策の素案と、重点審議の対象を決定していくこととなります。

本日の審議を踏まえて修正した資料を、案の段階で事務局から各委員に事前にお送りしてください。各委員におかれましては、お気づきの点がありましたら、事務局を通じてお知らせいただくようお願いいたします。次回の部会では、それらの意見をできるだけ反映させたものを用意して、審議をしたいと思えます。

それでは、事務局の方から日程について御連絡をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 次回のこの部会ですが、また1週間後、5月23日の、今度は9時半からを予定しています。会議場所などの詳細については、建物はこの建物を予定しておりますが、会議場などの詳細を改めて御連絡いたします。

○河井部会長 どうもありがとうございました。

本日はこれまでとします。